

美里町総合計画 (案)

【 目 次 】

町民憲章

あいさつ

【はじめに】

- 1 美里町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 美里町行財政運営の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 美里町の主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 6 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 8 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 9 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【人口ビジョン】

- 1 推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 将来推計人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 将来の目標人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【基本構想】

- 1 美里町の将来像 2040・・・・・・・・・・・・・・・・

- 2 将来像2040の達成に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 稼げるまちの実現・・・・・・・・・・・・・・・・
- (2) 人が集まるまちの実現・・・・・・・・・・・・・・・・
- (3) 産み育てやすいまちの実現・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 生涯を通して学び楽しむまちづくり・・・・・・・・
- (2) 健やかで安心なまちづくり・・・・・・・・
- (3) 力強い産業がいきづくまちづくり・・・・・・・・
- (4) ぐらしやすさを実感できるまちづくり・・・・・・・・
- (5) 自立をめざすまちづくり・・・・・・・・
- 4 美里町の土地利用・・・・・・・・

【基本計画】

- 重点プロジェクト① 産業活性化プロジェクト・・・・・・・・
- 重点プロジェクト② 住環境向上プロジェクト・・・・・・・・
- 重点プロジェクト③ 子育て・教育プロジェクト・・・・・・・・
- 第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり・・・・・・・・
- 政策1 社会教育の充実・・・・・・・・
- 施策1 住民による主体的な学習の推進と
 学びのための環境整備・・・・・・・・
- 施策2 読書普及による知識の向上・・・・・・・・
- 政策2 学校教育の充実・・・・・・・・
- 施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進・・・・・・・・
- 施策4 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実・・・・・・・・
- 施策5 地域が支える学校づくり、地域に開かれた
 学校づくりの推進・・・・・・・・
- 施策6 安全・安心を確保するための対策・・・・・・・・
- 施策7 学校給食の充実、食育の推進・・・・・・・・
- 施策8 就学前教育の充実・・・・・・・・
- 政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承・・・・・・・・
- 施策9 歴史・文化的な地域資源を確実に
 継承するための対策・・・・・・・・

政策4	社会体育の振興
施策10	健康、生きがい、つながりをつくる	
	スポーツ活動の推進
第2章	健やかで安心なまちづくり
政策5	保健の充実
施策11	生活習慣病などから住民を守るための	
	保健活動の推進
施策12	健やかな母子保健活動の推進
政策6	医療の充実
施策13	地域医療体制と町立南郷病院の充実
施策14	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実
政策7	高齢者福祉の充実
施策15	高齢者が安心して暮らすための対策
政策8	地域福祉の充実
施策16	地域で支える社会の充実
政策9	障害者福祉の充実
施策17	安心して暮らせる地域づくりの推進
政策10	子育て支援の充実
施策18	働きながら子育てする家庭を	
	支援するための対策
施策19	出産や子育てに不安な家庭を	
	支援するための対策
施策20	児童虐待を防止するための対策
第3章	力強い産業がいきづくまちづくり
政策11	農林業の振興
施策21	多様な生産者の確保と事業の円滑な推進
施策22	農地の高度利用と産地形成の促進
施策23	個性を活かした魅力ある農業の展開
施策24	畜産経営の安定化
施策25	流通及び販路の充実
施策26	農村機能及び生産基盤の維持

政策 1 2	工業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 2 7	工業を振興するための対策・・・・・・・・
政策 1 3	商業・サービス業の振興・・・・・・・・
施策 2 8	商業・サービス業を振興するための対策・・・・・・・・
施策 2 9	物産・観光を振興するための対策・・・・・・・・
政策 1 4	雇用の確保・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 3 0	安定した雇用を確保するための対策・・・・・・・・
第 4 章	くらしやすさを実感できるまちづくり・・・・・・・・
政策 1 5	地域基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 3 1	安全・安心な生活環境基盤の整備・・・・・・・・
施策 3 2	公共交通網を確立するための対策・・・・・・・・
政策 1 6	生活安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 3 3	安全、安心な防災・消防・救急体制を 確立するための対策・・・・・・・・
施策 3 4	安全・安心な交通環境、防犯体制を 確立するための対策・・・・・・・・
政策 1 7	環境・景観の保全・創造・・・・・・・・
施策 3 5	生活環境の保全と公衆衛生対策・・・・・・・・
政策 1 8	居住環境の質の向上・・・・・・・・
施策 3 6	水道水を安定して供給するための対策・・・・・・・・
施策 3 7	下水道を普及推進するための対策・・・・・・・・
第 5 章	自立をめざすまちづくり・・・・・・・・
政策 1 9	定住化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 3 8	定住化を促進するための対策・・・・・・・・
政策 2 0	住民活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 3 9	地域における住民活動を 活性化させるための対策・・・・・・・・
政策 2 1	交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・
施策 4 0	国際交流を促進するための対策・・・・・・・・
施策 4 1	地域間交流を推進するための対策・・・・・・・・
政策 2 2	平和行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・

- 施策4 2 非核・平和社会を実現するための対策・・・・・・・・・・
- 政策2 3 男女共同参画社会の推進・・・・・・・・・・
- 施策4 3 男女共同参画社会を推進するための対策・・・・・・・・・・
- 政策2 4 健全な行財政運営・・・・・・・・・・
- 施策4 4 行政運営の効率化を推進するための対策・・・・・・・・・・
- 施策4 5 財政を健全化するための対策・・・・・・・・・・
- 施策4 6 住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策・

【住民意向調査結果】

美 里 町 民 憲 章

江合・鳴瀬の清流と豊かな緑に恵まれた美里町に生きるわたくし
たちは、輝く未来に向かってみんなが平和で心豊かに暮らせるよう、
この憲章を定めます。

一、夢と希望を持ち 心身ともに健やかに働く町民になります

一、きまりを守り 互いに尊重し合い 助け合う町民になります

一、自然に親しみ 美しい環境を大切にする町民になります

一、先人をうやまい 共に学び合い 文化を育てる町民になります

一、ふるさとを愛するとともに 世界に目を向ける町民になります

平成18年7月29日制定

町長挨拶

はじめに

1 美里町の概要

- 1 面積 75.06 k m²
- 2 人口及び世帯数
(2010年国勢調査 基準日 2010年10月1日)
人口 25,190人
世帯数 8,010世帯
- 3 人口詳細 (2010年国勢調査結果)
15歳未満人口 2,922人
15～64歳人口 14,968人
65歳以上人口 7,228人
不詳 72人
- 4 産業別就業者数 (2010年国勢調査結果)
第1次産業従事者 1,440人
第2次産業従事者 2,941人
第3次産業従事者 7,220人
- 5 産業
 - (1) 耕地面積(*1) (2012年)
50 k m²
 - (2) 製造品出荷額等(*2) (2012年)
30,020 百万円
 - (3) 商業年間商品販売額(*3) (2011年)
33,599 百万円

*1 耕地面積：農作物の栽培を目的とする土地で、田と畑（普通畑、樹園地及び牧草地）の合計

*2 製造品出荷額等：1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計

*3 商業年間商品販売額：1年間の商業事業所における形のある商品の販売額。

上記*1～*3は、総務省統計局発行の「統計でみる市区町村のすがた」の数値

2 美里町行財政運営の基本理念

安定した行財政運営

産業を発展させ、人の集うまちづくりを進め、財政基盤を確立し、将来にわたって健全な安定した行財政運営を基本理念とします。

3 美里町の主要課題

産業振興・雇用対策

私たちの生活の営みは生活の糧となる収入の確保が基本です。また、働く場のないことが若者の転出を招いていることは明らかです。一人ひとりの町民が幸せに暮らすために、そして、若い人たちが集まり活気ある美里町をつくるために、産業の振興と若者の雇用の創出を重点課題といたします。

人口

18歳から25歳までの年代層の若者達が町外に毎年多く転出しています。この年代層の若者達は美里町にとって将来、父親や母親になる大切な人材です。こうした若者の転出は、将来の町の子どもの数の減少を招き、人口減少に一層の拍車をかけることとなります。こうしたことから人口減少対策と少子化対策を進める美里町として、多くの若者の定住につながる定住化対策を重点課題といたします。

子育て・教育

子育て支援の充実、社会全体の労働力が不足する中で女性の社会参加を促進し、社会全体の活力を維持する原動力になります。しかしながら、町内において現在も待機児童が発生しており、また、保育施設の老朽化の問題を解決しなければなりません。こうしたことから人口減少対策と少子化対策を進める美里町として、子育てと教育に係る環境の充実を重点課題といたします。

4 計画の位置づけ

まちづくりの基本指針

今後の美里町におけるまちづくりを総合的かつ計画的に取り組むための基本指針とします。

まち・ひと・しごと創生に関する基本計画

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画」とします。

5 計画策定の経緯

現行の総合計画の終了

現行の総合計画の計画期間が平成28年3月をもって終了します。これを受けて次期総合計画を作成するものです。

まち・ひと・しごと創生法の施行

平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行されました。同法の基本理念にのっとり、美里町の実情に応じた自主的な施策を策定するものです。

6 計画期間

2040年の将来像の実現に向けて、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)までの5年間の計画とします。(ただし、平成27年度からの開始事業を一部含みます。)

7 計画の体系

産業が発展し、人が集い、賑わいのある 生き生きとした暮らしができるまち	第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり
	政策1 社会教育の充実 政策2 学校教育の充実 政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承 政策4 社会体育の振興
	第2章 健やかで安心なまちづくり
	政策5 保健の充実 政策6 医療の充実 政策7 高齢者福祉の充実 政策8 地域福祉の充実 政策9 障害者福祉の充実 政策10 子育て支援の充実
	第3章 力強い産業がいきづくまちづくり
	政策11 農林業の振興 政策12 工業の振興 政策13 商業・サービス業の振興 政策14 雇用の確保
	第4章 暮らしやすさを実感できるまちづくり
	政策15 地域基盤の確立 政策16 生活安全の確保 政策17 環境・景観の保全・創造 政策18 居住環境の質の向上
	第5章 自立をめざすまちづくり
	政策19 定住化の促進 政策20 住民活動の促進 政策21 交流の促進 政策22 平和行政の推進 政策23 男女共同参画社会の推進 政策24 健全な行財政運営

8 計画の推進

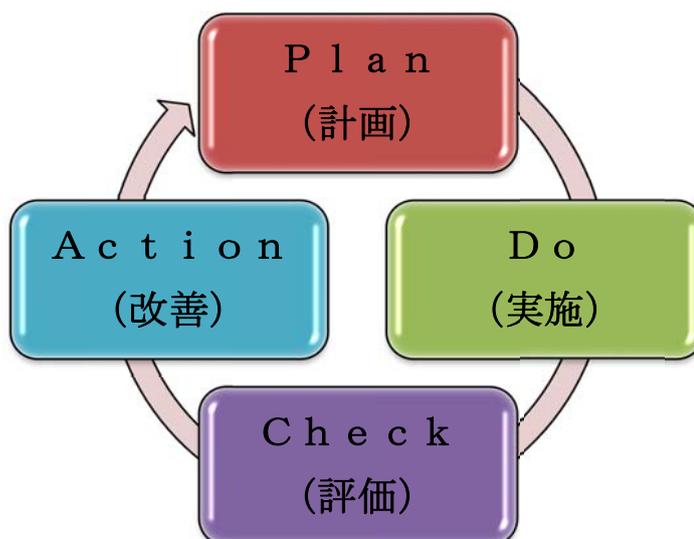
組織の連携と民間の創意工夫の活用

組織内の連携をしっかりと行うとともに、民間の創意工夫を最大限活用し、目的達成に向けて計画を推進します。

9 計画の進捗管理

常に効果があるのか確認します

基本理念を踏まえ、毎年度P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）サイクルを着実に実施します。その評価の際にはK P I（重要業績評価指標^(*5)）及びそれぞれ施策ごとに設定する目標数値を用いるものとします。



(*5)KPI(重要業績評価指標)：計画が順調に進んでいるかどうかを判断する一つの指標。外的な要素による判断基準。(例：「行った」ではなく「行ったことで得られた成果など」)

人口ビジョン

1 推移

(1) 総人口の推移

1920年（大正9年）から2010年（平成22年）までの国勢調査による人口推移は、次のグラフ①のとおりです。

グラフ①

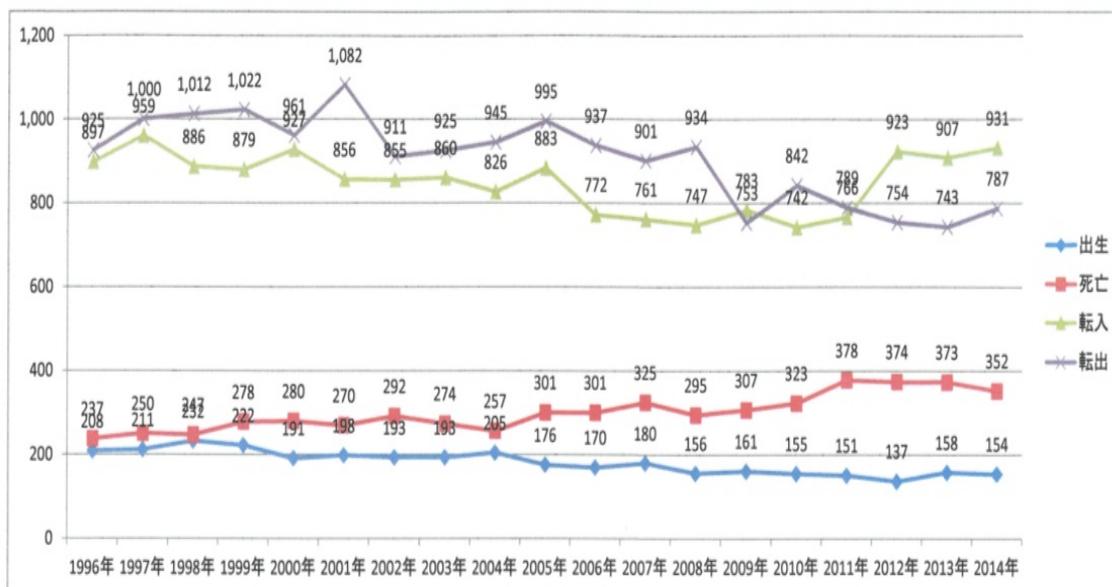


(2) 自然増減、社会増減の人口動態の推移

1996年から2014年までの住民基本台帳による自然増減（出生又は死亡）と社会増減（転入又は転出）の推移は、次のグラフ②のとおりです。

グラフ②

自然増減及び社会増減の推移（1996年～2014年）※住民基本台帳



(3) 合計特殊出生率の推移

1983年からの合計特殊出生率の推移は、次の表1のとおりです。

(表1)

合計特殊出生率の推移（厚生労働省：人口動態保健所・市区町村別統計）

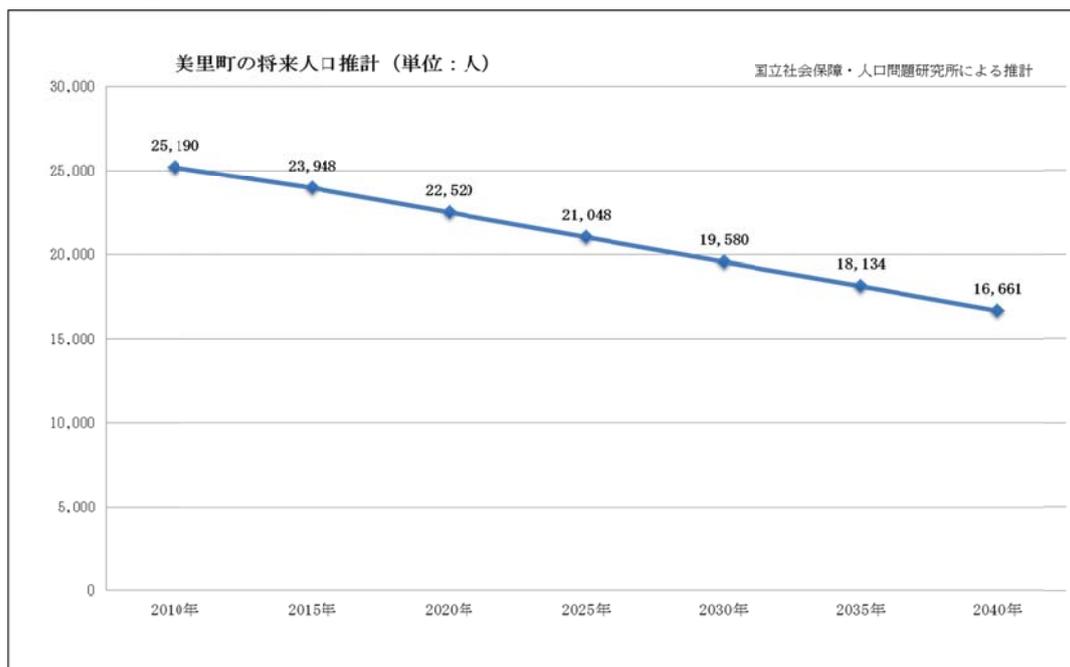
	1983 -1987	1988 -1992	1993 -1997	1998 -2002	2003 -2007	2008 -2012
小牛田地域	1.80	1.61	1.58	1.55	美里町	美里町
南郷地域	1.99	1.76	1.60	1.45	1.38	1.32

※ 合計特殊出生率については一般的に単年ごとに算出されるものでありますが、市区町村別の合計特殊出生率については単年で算出するのに標本数（出産者数）が少ないため、厚生労働省では5年間の標本数の合算から合計特殊出生率を算出しています。そのため、表1のように5年間で区切った数値が各期間における合計特殊出生率として公表されています。

2 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が算出した 2040 年までの国勢調査における将来推計人口は、グラフ③のとおりです。また、将来推計人口の人口ピラミッドはグラフ④のとおりです。

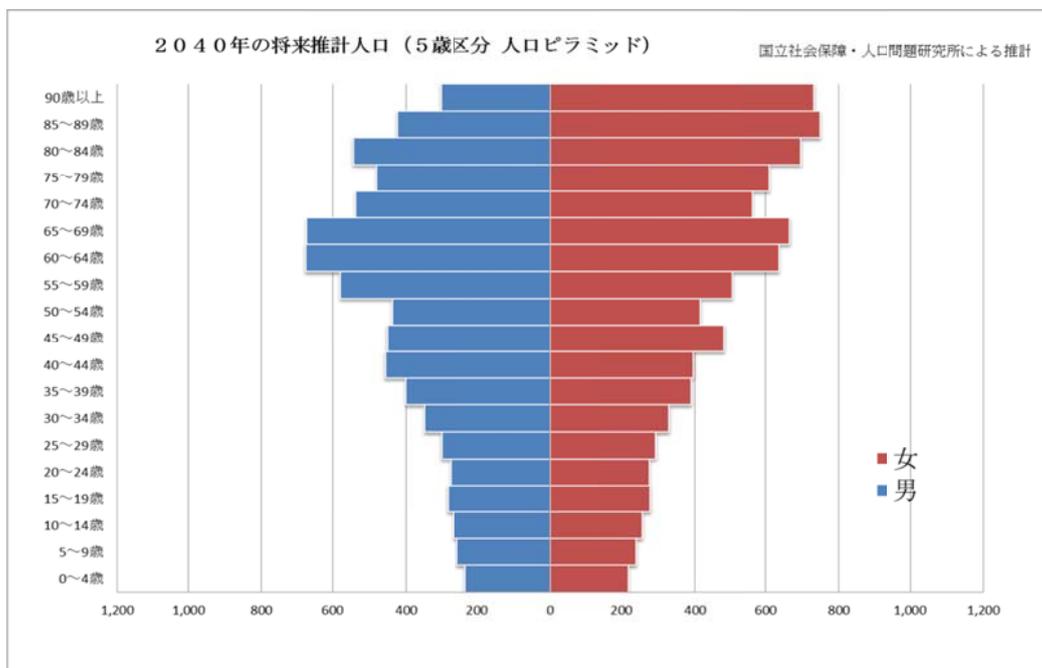
グラフ③



※国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口とは

- 推計 5 歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法を用いています。
- コーホート要因法は、ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法で、5 歳以上の人口推計においては生残率と純移動率の仮定値が必要です。
- コーホート要因法による 0-4 歳人口の推計においては生残率と純移動率に加えて出生率及び出生性比に関する仮定値が必要ですが、市区町村別の出生率は年による変動が大きいことから、子ども女性比および 0-4 歳性比の仮定値によって推計されています。
- この推計においては、(1)基準人口、(2)将来の生残率、(3)将来の純移動率、(4)将来の子ども女性比、(5)将来の 0-4 歳性比、が必要となります。
- なお、上記の方法により各地域別に推計値を求めた後、市区町村別・男女・年齢別推計人口の合計が、「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計) (出生中位・死亡中位仮定) による男女・年齢別推計人口の値と一致するよう一律補正を行ったものを、最終の推計結果としています。

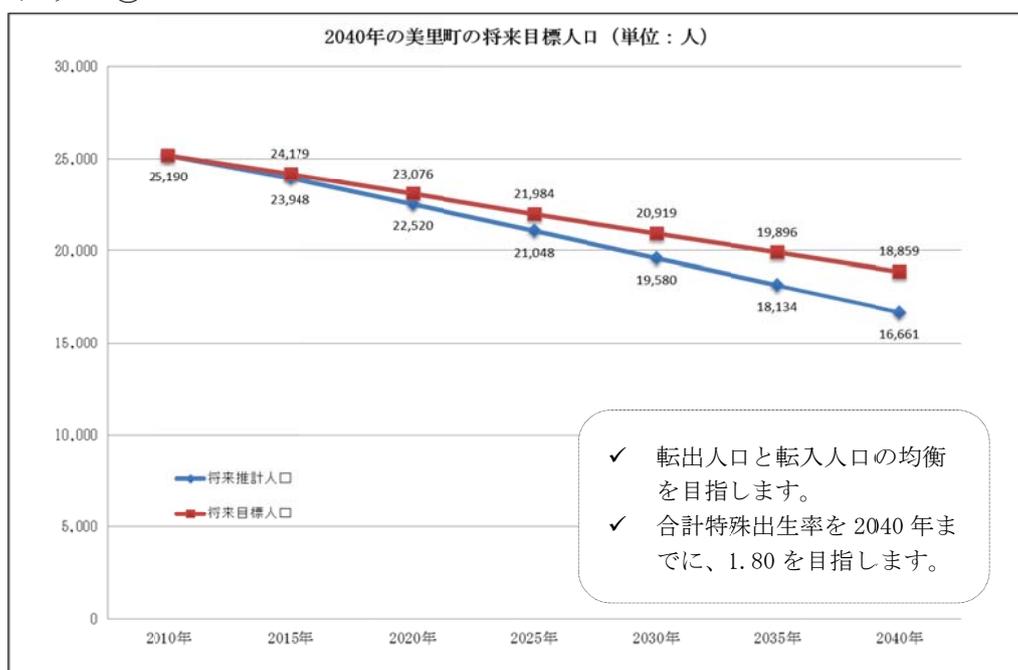
グラフ④



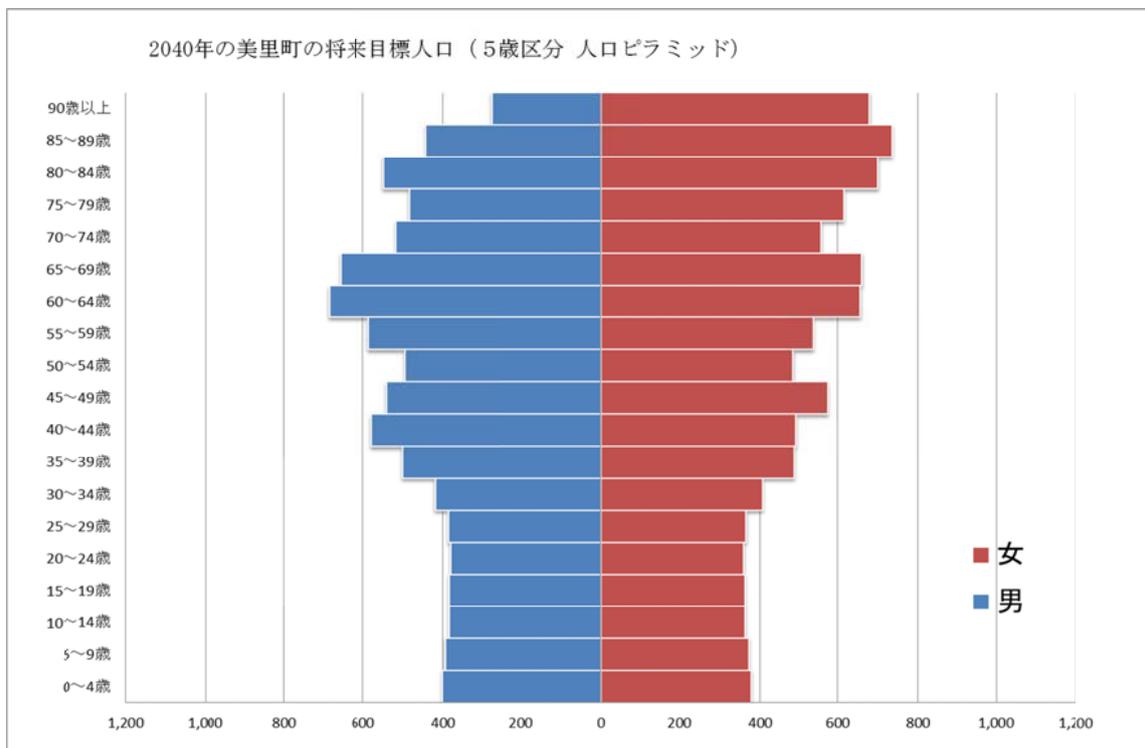
3 将来の目標人口

美里町の将来の目標人口は、グラフ⑤及び⑥のとおりです。

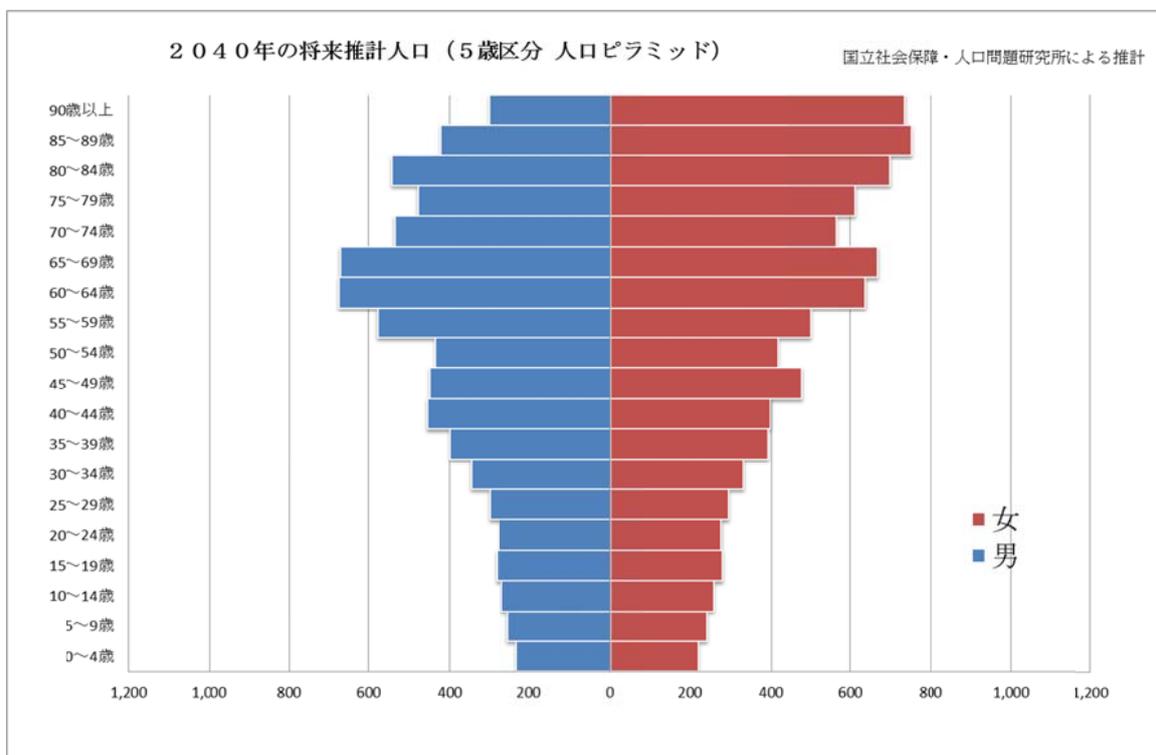
グラフ⑤



グラフ⑥



再掲)



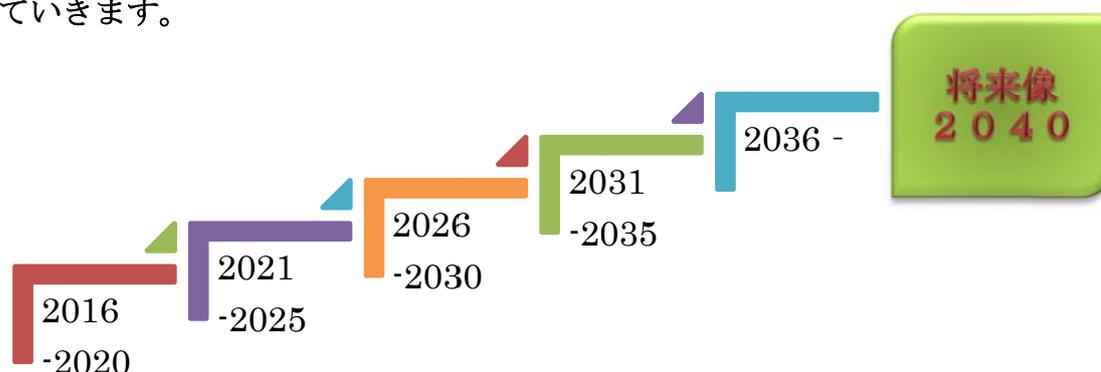
基本構想

1 美里町の将来像2040

産業が発展し、人が集い、
賑わいのある生き生きとした
暮らしができるまち

2 将来像2040の達成に向けて

将来像2040に向けて、これからの期間を5期間に分け、期間ごとに、実績、次の課題及び到達点を見極め、目標を高めながら、将来像2040に近づけていきます。



将来像2040に向けて、課題に取り組む方向性を次のとおり定め、実践し、次の計画期間に確実につなげていきます。

(1) 稼げるまちの実現

民間の創意工夫による商品開発や観光ルートの掘り起こしなどを行い、町を訪れる人を増やし、交流人口も増やします。さらに、産業活性化施設を整備し、施設を中心に新たな“稼ぐ力”を生み出します。また、新たにビジネスを起こす人を支援し、活気のあるまちを目指します。

(2) 人が集まるまちの実現

住まいは生活をしていく上で重要なものです。若者が町内に居住しようとする際、空き家の活用も推進していきます。また、賃貸住宅の整備もあらゆる手法を検討しながら整備し、若者の定住を図っていきます。

(3) 産み育てやすいまちの実現

子育て支援については、保育所の整備を進め、待機児童の解消を図っていきます。さらに、各種健診、子育て相談業務を拡充し、子育てをしっかりと応援していきます。

次に、子どもを取り巻く学習環境については、学力向上支援員(*●)及び学び支援コーディネーター(*●)の人員の拡充によって、児童・生徒の学力向上につなげていきます。また、小・中学校でのいじめや不登校については、最優先に解決すべき課題でありますので、道徳教育の充実などによって「人を思いやる心」を育てていきます。

3 取組の方向性

(1) 生涯を通して学び楽しむまちづくり

子どもたちは町の宝です。まちづくりは人づくりです。学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みます。

(2) 健やかで安心なまちづくり

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させ、また、町民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、思いやりの気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように政策を展開していくこととします。

(3) 力強い産業がいきづくまちづくり

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と地域産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、賑わいのある豊かな町の実現を基本理念として、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するために、その中核となるべき「産業活性化施設」を整備します。今後は、施設整備を始め、様々な取組に民間活力を最大限活かすよう努めていきます。

(4) 暮らしやすさを実感できるまちづくり

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる“暮らしやすさを実感できるまちづくり”を目指します。また、町民の“声”を大事に、まちづくりを進めていきます。

(5) 自立をめざすまちづくり

最少の経費で最大の効果をあげる”という行政運営の原点に立ち返り、家庭や地域、学校、企業、団体、行政機関などがつながりを深め、互いに協力し合い、身の丈にあった財政運営と行政サービスの質の向上を図りながら、「住み慣れたところに住み続けたい」という愛着の持てる美里町をつくります。

4 土地利用

基本計画

重点プロジェクト関連施策体系		産業活性化プロジェクト	住環境向上プロジェクト	子育て・教育プロジェクト
第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり				
政策1 社会教育の充実				
施策2	読書普及による知識の向上			★
政策2 学校教育の充実				
施策3	個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進			★
施策6	安全・安心を確保するための対策			★
施策8	就学前教育の充実			★
第2章 健やかで安心なまちづくり				
政策5 保健の充実				
施策12	健やかな母子保健活動の推進			★
政策6 医療の充実				
施策14	救急医療体制・広域医療体制の整備と充実		★	
政策10 子育て支援の充実				
施策18	働きながら子育てを行う家族を支援するための対策			★
施策19	出産や子育てに不安な家族を支援するための対策			★
第3章 力強い産業がいきづくまちづくり				
政策11 農林業の振興				
施策21	多様な生産者の確保と事業の円滑な推進	★		
施策22	農地の高度利用と産地形成の促進	★		
施策23	個性を活かした魅力ある農業の展開	★		
施策25	流通及び販路の充実	★		
政策12 工業の振興				
施策27	工業を振興するための対策	★		
政策13 商業・サービス業の振興				
施策28	商業・サービス業を振興するための対策	★		
施策29	物産・観光を振興させるための対策	★		
第4章 ぐらしやすさを実感できるまちづくり				
政策15 地域基盤の確立				
施策32	公共交通網を確立するための対策		★	
政策16 生活安全の確保				
施策34	安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策		★	
第5章 自立をめざすまちづくり				
政策19 定住化の促進				
施策38	定住化を促進するための対策		★	

重点プロジェクト①

産業活性化プロジェクト

①プロジェクトの目的

- 「稼ぐ力」を生み出し、賑わいをつくります。

②現状と課題

- 本町の事業所は、2012年で890事業所、2009年の調査では993事業所があり、2009年から2012年までの3年間で103の事業所が減少しました。
- 従業員数をみると2009年の8,230人に対し、2012年では7,151人と従業員数も減少しています。1,079人の減少となります。
- その内訳をみると「農業」に区分される事業所においては、その従業者は156人から152人へと微減し、一方で「社会保険・社会福祉・介護事業」の区分では557人から614人と大きく従業員数が増加しています。
- 町民における就業人口をみると、人口減少も影響していますが、1985年の14,204人、1995年は13,958人、2010年には11,666人まで減少しています。
- 産業別に分けると下記の状況となっています。
1985年 第1次産業 3,633人、第2次産業 7,463人、第3次産業 6,723人
1995年 第1次産業 2,392人、第2次産業 5,759人、第3次産業 7,389人
2005年 第1次産業 1,744人、第2次産業 3,412人、第3次産業 7,502人
2010年 第1次産業 1,440人、第2次産業 2,941人、第3次産業 7,220人
- 第1次産業の就業人口の減少は、農業を基幹産業と位置付ける本町では真摯に考える必要があります。
- 生産労働人口の減少、所得の低下は、本町の財政に直接、影響を及ぼすものです。
- また、町内での消費・循環だけではなく、町外からの売上を、いかに呼び込むことができるか、また、その売上を次の生産活動につなげ、より売上を増やすことができるか、今後、検討しながらも、「できるものから早々に」

取組む必要があります。

③今後の展開

- 農業に新しいヒトの流れをつくります
- 新たな作目による農業経営を進めます
- 産物からの広がりをつくります
- まちの産業のあたらしいカタチをつくります
- 事業者が安心して経営できるよう支援します
- 地域全体で誘客できるまちをつくります
- 観光できる環境整備に努めます

④関連施策

- 施策 2 1 多様な生産者の確保と事業の円滑な推進
- 施策 2 2 農地の高度利用と産地形成の促進
- 施策 2 3 個性を活かした魅力ある農業の展開
- 施策 2 5 流通及び販路の充実
- 施策 2 7 工業を振興するための対策
- 施策 2 8 商業・サービス業を振興するための対策
- 施策 2 9 物産・観光を振興させるための対策

⑤施策の指標

✓ ●●

指標)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

重点プロジェクト②

住環境向上プロジェクト

①プロジェクトの目的

- 人が集い、若い世代が住みたくなるまちをつくります。

②現状と課題

- 日ごろの医療体制の保障については、万が一に備え、常に重要と考える人は多く、医療体制の充実は年代を問わず定住・移住への誘因材料となります。
- 2010年の国勢調査結果によると、仙台市又は大崎市等の本町以外で就業されている方は就業者総数の56.1%と半数以上いることが分かっています。本町はベッドタウンの要素も持ち合わせていることから、町内における雇用の創出とともに、他の地区へ通勤される方が転出しないための取組を行う必要があります。
- 昨今、子どもや若い女性が巻き込まれる事件・犯罪が多発し、犯罪防止ができることが保障できない時代になってきました。この状況を踏まえると犯罪が未然に防止できる環境はとても重要なことです。
- 移住・定住するための仕組みや支援について、広く周知することで本町に興味・関心を持つ方が増えるための、積極的な取組が必要です。

③今後の展開

- 初期救急医療体制を維持し、適切な医療へつながるよう充実を図ります
- 誰でも遠くに外出できる環境をつくります
- 交通安全及び犯罪から住民を守ります
- 定住・移住しやすいまちをつくります

④関連施策

- 施策14 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実
- 施策32 公共交通網を確立するための対策

- 施策34 安全、安心な交通環境、防犯体制をするための対策
- 施策38 定住化を促進するための対策

⑤施策の指標

✓ ●●

指標)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

重点プロジェクト③

子育て・教育プロジェクト

①プロジェクトの目的

- 子どもが健やかに成長し、優れた人材が育まれる環境をつくります。

②現状と課題

- 子どもたちに最良な教育環境を与えることは、行政だけではなく社会全体の責務です。
- 学校教育は、学習や生活を通じて児童・生徒がそれぞれ豊かな価値観を作り上げていくための基礎を担う役割があります。
- 子どもが夢を持って伸び伸びと学習や生活ができるよう環境の整備を図ることが重要であり、いじめ、不登校等への適切な対応並びに体験学習の機会の充実等が挙げられます。
- 子どもが巻き込まれる事件・犯罪が多くなっている現代社会では、学校・家庭だけではなく、子どもたちと“顔が見える”地域を形成することで、不審事案を減少させることができます。
- 加速する少子化のなか、出産・子育てに対する不安の解消は大きな対策となります。核家族化が進み、相談する相手・場所がなく、妊婦及び母親が心理的に孤立することは、「経済的な事情」、「仕事との関係」と同様、「二人目の壁」に大きな影響を及ぼします。

③今後の展開

- 知識を得る機会を提供します。
- 子どもたちに豊かな教育環境を提供します。
- 地域で子どもを守ります。
- 優秀な人材の輩出につなげます。
- すべての子どもを健やかに育てます。
- 産み育てやすいまちをつくります。
- 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

④関連施策

- 施策2 読書普及による知識の向上
- 施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進
- 施策6 安全・安心を確保するための対策
- 施策8 就学前教育の充実
- 施策12 健やかな母子保健活動の推進
- 施策18 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策
- 施策19 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策

⑤施策の指標

✓ ●●

指標)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

第1章 生涯を通して学ぶまちづくり

基本方針

子どもたちは町の宝です。まちづくりは人づくりです。学校教育と幼児教育に重点を置いたまちづくりに取り組みます。

生涯学習

町民一人ひとりが学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフサイクルに合った学習活動を自主的に実践する美里町をつくります。

学校教育・幼児教育

“まちづくりの原点は教育”を合言葉に、学力が高く、いじめがゼロ、不登校がゼロの学校づくりを進めます。そのために、小・中学校において、確かな基礎学力の向上を図るための教育、一人ひとりの個性を尊重した人間性豊かな教育、地域とともに歩む学校づくりに重点的に取り組みます。

就学前の子どもたちは保育所、幼稚園、又は在宅と異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちが必要な保育と質の高い幼児教育を受けて、すくすくと成長できるよう、保育と幼児教育の環境整備を総合的に進めます。

青少年健全育成

社会に対する責任を自覚し、行動力と向上心に優れ、郷土に愛着と誇りを持つ青少年が育つ環境をつくります。

文化振興・文化財保存

町民が身近なところで質の高い芸術・文化に親しむ、文化の香りの高い美里町をつくります。

先人から伝承されてきた伝統文化や文化財を次代へ大切に継承するとともに、これらを活用した郷土学習を展開して、郷土の歴史を学べる環境をつくります。

スポーツの振興

多くの町民が生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた健康づくり、生きがいつくり、地域づくり、人づくりを実践していきます。

第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり

政策1 社会教育の充実

施策1 住民による主体的な学習の推進 と学びのための環境整備

施策2 読書普及による知識の向上

政策2 学校教育の充実

施策3 個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進

施策4 計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実

施策5 地域が支える学校づくり、地域に開かれた学校づくりの推進

施策6 安全・安心を確保するための対策

施策7 学校給食の充実、食育の推進

施策8 就学前教育の充実

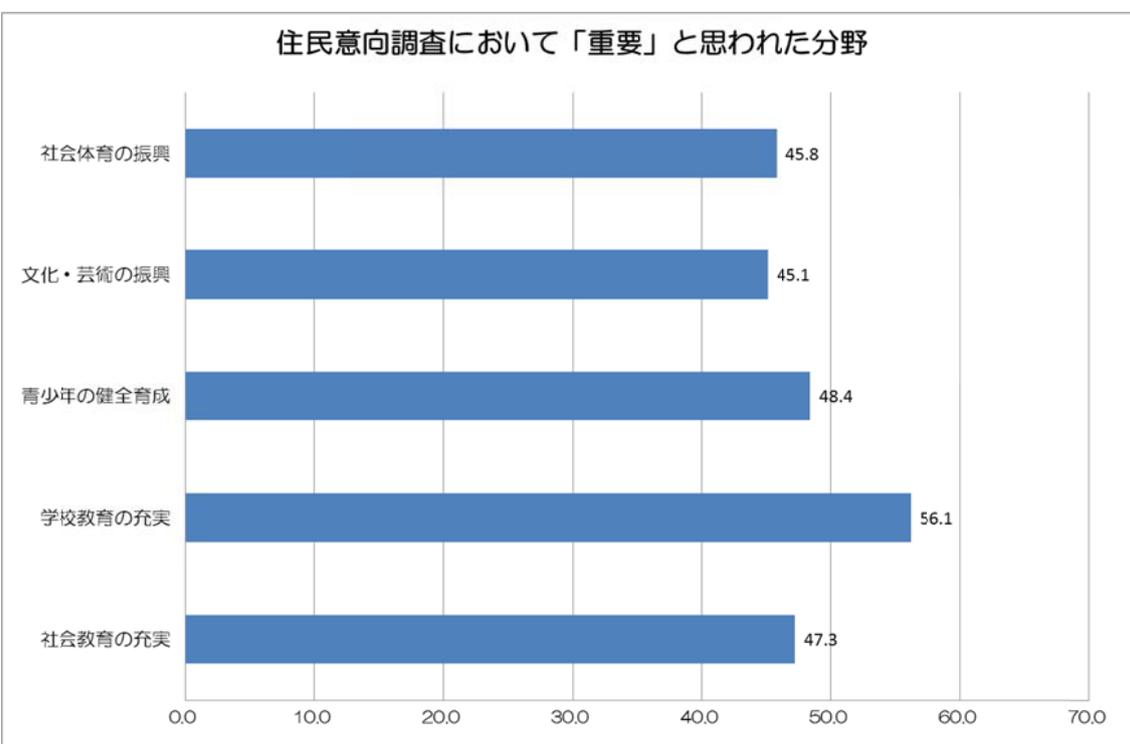
政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

施策9 歴史・文化的な地域資源を確実に継承するための対策

政策4 社会体育の振興

施策10 健康、生きがい、つながりをつくるスポーツ活動の推進

住民意向調査において「重要」と思われた分野



政策1 社会教育の充実

施策1

《住民による主体的な学習の推進と 学びのための環境整備》

①施策の目的

- ▶ 住民自ら行動できる学習活動をつくります。

②現状と課題

- ▶ インターネットは学習手段及び情報の取得としての役割は、とても大きいものです。そのインターネットを活用することのできない方に対する支援策は必要です。
- ▶ 子どもたちが地域社会の中で、学び育つような地域の教育力が年々弱くなっています。子どもたちを地域住民で守り育てる地域づくりが必要です。
- ▶ 地区のコミュニティセンターなど学習の場となる公共施設の維持、管理に努めていかなければなりません。

③施策の展開

- ▶ 住民が求める「学び」を把握し、関係機関と連携をとりながら、必要な情報や学習機会を提供します。
- ▶ インターネットを利用することのできない方に対し、個別の相談・指導、使い方の教室を開催するなど、多くの人がインターネットを利用し、学習活動できるよう支援します。
- ▶ 小学校区を単位として、学校、家庭及び地域が連携し、子どもたちの社会性を育む地域づくりを進めていきます。
- ▶ 公共施設等総合管理計画に基づいて、コミュニティセンター等の公共施設の維持及び管理を行っていきます。

④関連事業

- ▶ ライフステージにあわせた学習環境の整備

- 住民主体の「地域力」を高めるための学習活動の支援
- 地域資源（土地・ひと・もの）を活用した交流・体験学習の充実
- 学びの情報提供の充実
- コミュニティ施設の管理運営の充実
- 次世代を担う青少年の育成事業の推進
- 協働教育（家庭・学校・地域の連携）推進事業の推進

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

住民活動の活発化は、今後の住民主体のまちづくりに効果をもたらすことから、その活動として自主学習の開催、また、地域の活動拠点としてのコミュニティセンターの利用回数を指標としました。

指標) 住民による自主学習などの開催回数 (単位: 回)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
188回	193回	198回	198回	198回	198回	198回	198回

指標) コミュニティセンターの年間利用者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
154,524	155,977	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000	156,000

施策 2

《読書普及による知識の向上》

① 施策の目的

- 知識を得る機会を提供します。

② 現状と課題

- 図書、視聴覚資料を収集・提供し、図書館の内容を充実させることで利用者は、様々な情報を得ています。
- 図書資料による調査相談業務に対応していますが、今後はデータベースやデジタル資料の活用も求められてきます。
- 住民からの図書や資料の収集・提供の要求に応じていますが、その経費にも限りがあることから選書の優先度を図り、さらには広域的な連携の活用など創意工夫が求められます。
- 少子化や子どもを取り巻く環境の変化により、子どもの図書館の利用が減少しています。家庭や学校と連携し、子どもの読書環境の充実を図る必要があります。
- 乳幼児から本に親しむことで、低年齢からの読書の習慣に結び付けることが必要です。
- 町の歴史を後世に伝えるため、今後も引き続き地域資料の収集整理を行うことが必要です。
- 高齢者、障害者、福祉施設での資料利用の増加に伴い、図書館の利用が進む大活字本や音訳資料の要望をかなえる必要があります。
- 来館困難者に対する図書貸し出し等サービスを行っていますが、まだ少数の利用にとどまっています。利用促進につながるPRが必要となります。
- 大崎定住自立圏構想として広域利用が始まり、広域的な図書貸し出し等の利用が増加しています。今後は、広域連携の体制強化がより一層求められます。

③ 施策の展開

- 図書、視聴覚資料の収集保存を図りながら、デジタル資料やデータベースを活用し、利用者の様々なニーズに応じていきます。
- 利用者からの資料要求に的確に応えるための選書を行い、入手困難な資料については 公共図書館、大学図書館、国立国会図書館等との相互貸借により資料提供に努めます。
- 学校や教育施設と連携した資料提供や読み聞かせボランティアの協力により、子どもたちの読書環境づくりを充実していきます。

- 図書館の絵本や児童書を充実させ、乳幼児から少年期まで子どもが本と触れ合える機会を設け、さらには読書の楽しさを啓発することで読書環境の向上を図ります。
- 積極的な地域資料収集整理、保存により美里町の歴史を後世に伝えていきます。
- 大活字本や音訳資料などの充実と提供に行い、高齢者や障害者が利用しやすい図書館づくりに努めます。
- 来館困難者への対応、福祉施設での資料利用の促進を図ります。
- 成人が参加する読書会など参加型の講座を開催することにより、成人の図書館利用の促進につなげます。

④ 関連事業

- 公共図書館、大学図書館のポータルサイトの活用
- 県立図書館、視覚障害者情報センターとの連携
- 大活字本や音訳資料の充実
- 歴史的に後世に伝える地域資料を収集し、文化財資料としてのデータベースの作成
- ブックハロー、館内での読み聞かせ並びに小学生、中学生及び高校生への読書案内など成長にあわせた図書館利用のPR
- 健康福祉課及び美里町社会福祉協議会と連携し、来館困難者への図書館サービスの周知及び提供
- ビブリオトーク、読書会の開催
- 読書通帳を活用

⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方
読書に対する図書館の役割を計るために住民一人当たりの貸出冊数を指標としました

指標) 住民一人当たりの貸出冊数 (単位 ; 冊)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
6.0	6.5	6.7	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2

施策 3

《個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進》

① 施策の目的

- ▶ 子どもたちに豊かな教育環境を提供します。

② 現状と課題

- ▶ 平成26年全国学力学習状況調査の結果、小学校において全ての科目で県平均正答率を上回りました。また、国語Aと算数Aでは全国平均正答率を上回りました。
- ▶ 平成26年全国学力学習状況調査の結果、中学校において全ての科目で県及び全国平均正答率を下回りました。
- ▶ 学んだことを定着させるため、家庭で学習する習慣が重要です。しかし、家庭での学習時間の目標達成率は、小学生に比べ中学生のほうが低い傾向です。
- ▶ 学習障害等、授業を正しく理解することが困難な児童生徒が増加していることから教員補助員や学力向上支援員を配置し、少人数指導など子どもの実情に応じたより丁寧な指導を行っています。
- ▶ 国際化社会において、低学年から外国語を学ぶことが必要とされています。
- ▶ 経済状況が不安定な社会において、子どもの貧窮が問題となっています。
- ▶ 少子化の影響により、異年齢間の交流が少なくなっています。
- ▶ 小学校入学前に児童の健康管理を適切に実施し、心身の状況を把握することが必要です。
- ▶ 小学校の時期から環境保全及び環境問題に興味関心を持つことは、生命及び自然への興味関心に結びつきます。

③ 施策の展開

- ▶ 町内の学力向上の取組の情報共有のために学力向上委員会の活性化を図ります。

- 学力向上に関する客観的なデータ分析を継続的に行うため小学校4年生以上を対象にCRTテスト(※●)を実施します。
- 国際化社会に対応できる外国語の教育を進めます。
- 学び支援コーディネーター等配置事業を活用した家庭で学習する習慣をつくる支援活動を行います。
- 進学時の経済的負担を緩和します。
- 学校教育専門指導員及び学力向上支援員を配置することによる少人数指導の拡充を図ります。
- 児童生徒の横のつながりだけでなく、縦のつながりによる児童生徒の結びつきを強めます。
- 児童の健康を守ります。
- 環境保全に関する興味関心を育てます。

④ 関連事業

- 学校教育専門指導員の配置
- 外国語指導助手（ALT）を活用した外国語指導
- 学び支援コーディネーターの活用
- 奨学金貸与事業の充実
- 学力向上支援員の配置
- 幼・小・中連携活動の推進
- 児童生徒の健康管理
- 環境保全に関する学習の実施

⑤ 施策の指標

✓ 指標の考え方

教育環境の充実は、学力向上につながることから、全国学力学習状況調査の県平均正答率及び家庭内での学習習慣につながる家庭内での学習時間を指標としました。

指標) 全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差 (単位: ポイント)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
△3.9	△2.2						

指標) 家庭での学習する習慣について(小学校6年生) 1時間以上(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
67.7	88.5	74.2					

※美里町学校教育力アップ到達度確認

指標) 家庭での学習する習慣について(中学校3年生) 2時間以上(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27 (実績)	H28	H29	H30	H31	H32
12.7	14.7	30.7					

※美里町学校教育力アップ到達度確認

施策 4

《計画的な施設修繕と教材設備の整備、充実》

①施策の目的

- 充実した学校生活を実現します。

②現状と課題

- 幼稚園は望ましい配置となりましたが、今後の運営形態については継続した検討が必要です。
- 人口減少社会、特に少子化の進行にあっては、小中学校の再編は避けられません。
- 将来の小中学校のあり方について、再編ビジョン又は整備方針を町民に示す必要があります。
- 再編ビジョンは、児童生徒を最優先に考え、将来の学校のあり方を考えるものであることから、保護者や地域住民と検討を重ね、共に再編への理解

を進めることが重要です。

- 基礎学力の定着と更なる学力向上を図るため、計画的な教材等の整備が必要です。

③施策の展開

- 幼稚園の運営について、国の「子ども子育て支援事業」に基づく「認定子ども園」への移行する場合との比較検討を行います。
- 「学校教育環境審議会」の答申や文部科学省の「学校統廃合に関する指針」などを検討材料とした再編ビジョンに沿って、着実に進めてまいります。
- 再編ビジョンの実現にあたっては、保護者や地域住民と十分に議論し、及び意見交換を重ね、再編への理解が深まるよう努めます。
- 施設や設備の老朽化が進行する学校施設は、児童生徒の学校生活に支障が及ばぬよう維持管理を行います。
- 補助事業を活用した教材等の整備を継続して行います。

④関連事業

- 就学前教育の充実
- 公共施設等総合管理計画
- 小中学校の再編ビジョンの策定
- 小中学校施設管理事業

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

(定性指標)

充実した学校生活を送ることのできる環境を整え、楽しく・満足できる学校生活を実現します。

施策 5

《地域が支える学校づくり、 地域に開かれた学校づくりの推進》

①施策の目的

- 地域住民と学校現場がつながる環境をつくり、児童生徒の豊かな人間性を育みます。

②現状と課題

- 地域への教育活動の情報発信は、町のホームページを活用して、学校評議員制度の紹介を行うことで拡充することができました。さらなる情報発信の内容として、地域住民への学校だよりの配布、学校ホームページの開設、学校評議員の意見の公表について検討が必要です。
- 学校評議員を推薦し、会議を主宰する校長や庶務を担当する教頭が、1年から2年おきに異動することから、学校現場と学校評議員がつながりにくい状況になっています。
- 学校評議員による会議は、幼稚園、小学校及び中学校の運営日程により、年間1回から3回の開催にとどまっている状況です。
- 教育人材バンクの現状は、学校によって地域人材の活用頻度に差が見られます。
- 学校支援ボランティアには、読み聞かせ活動や総合学習等の講師など学習をサポートしていただいています。登下校や校外学習時の安全サポートとしても協力をいただいています。
- 体験学習等の現状は、小学校では地域住民の協力で稲作の体験学習を、中学校では企業の協力で職場体験を実施しています。地域の清掃など社会奉仕活動や地域の伝統文化を学ぶ総合学習では、学校によって実施状況に差が見られます。
- 放課後児童対策は、協働教育として「まちづくり推進課」が補助執行しています。

③施策の展開

- 地域への教育活動の情報発信は、学校だよりや町のホームページの積極的な活用を推進していきます。
- 学校評議員制は、地域に開かれた学校づくりの推進に必要なため、積極的に活用していきます。
- 教育人材バンクによって、地域の人材を発掘及び活用し、地域と学校現場を結びつけていきます。
- 防犯活動、非行防止運動、クラブ活動、部活動、読み聞かせ活動等に学校支援ボランティアとして地域の人材を積極的に活用し、地域が支える地域の学校づくりを進めます。
- 体験学習や職場見学など地域内外の学べる資源を活用し、「志^{こころざし}教育」の定着と推進を図るため、地域、企業等の連携体制の構築に努めます。
- 放課後児童対策については、子育て支援として事業を拡充する必要があります。

④関連事業

- 幼稚園、小学校及び中学校における学校評議員制度の定着と拡充
- 教育人材バンクの拡充
- 学校支援ボランティアの拡充
- 「志^{こころざし}教育」の推進と関係機関との連携
- 放課後児童対策

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

地域に対して学校教育活動の理解を深めるため、学校情報発信状況として、学校だよりの配布を指標としました。

指標) 地域住民へ学校だよりを年間3回以上配布した学校の割合

(単位：%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
22.2	22.2						

地域と学校の結びつきを測るため、児童生徒数に対する学校支援ボランティアの人数の割合を指標としました。

指標) 小中学校の児童生徒数に対する学校支援ボランティア人数の割合
(単位：%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
17.7	19.1						

施策 6

《安全・安心を確保するための対策》

①施策の目的

- 地域で子どもを守ります。

②現状と課題

- 児童一人当たりの防犯組織加入率は、高齢化社会にあって、年々登録団体及び活動人数が減っています。
- スクールバスによる登下校の送迎によって、通学児童の安全が図られ、児童が巻き込まれる事件及び事故、さらに、不審者事案は発生していません。しかし、登下校時の自宅からバス停まで間の安全を、地域で作り上げることが必要です。
- 美里町原子力災害避難計画の策定後、対応した学校防災マニュアルの改訂が必要となります。

③施策の展開

- 防犯組織への加入者を増やし、加入率を高めるため、子どもの安全の重要性に対する啓発を行います。

- スクールバス事業は、今後も継続しますが、安全な運行に向けて運営形態を検討していきます。
- 原子力災害等様々な災害から子どもたちを守る体制を構築していきます。

④関連事業

- 子どもたちを守る意識を高めるための啓発活動
- スクールバスの運行
- 学校保護者緊急連絡システムの有効活用

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

児童・生徒の登下校時の安全を確保するための手段の充実を測るため、児童一人当たりの防犯組織加入者率を指標としました。

指標) 児童一人当たりの防犯組織加入者率 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
42	41						

児童・生徒の安全確保策を講じた結果を測るため、不審者事案の発生件数を指標としました

指標) 不審者事案の発生件数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0	0						

施策 7

《学校給食の充実、食育の推進》

① 施策の目的

- 児童生徒の健全な心身の成長を図ります。

② 現状と課題

- 宮城県の地場産物活用状況調査において、本町の平成26年度の学校給食における県内産の使用品目数割合49.8%となり、県内でトップとなりました。
- 給食施設ごとに、食材の調達の際に地産地消を心掛けて、郷土料理を献立に取り入れるなど、児童生徒に地域の特色を生かした食の体験をさせています。
- 大崎地域は、県内でも小中学生の肥満の出現率が高く、本町も同様の傾向であることから、今後、栄養のバランスがとれた食習慣の定着が重要です。
- 給食を楽しみにしている児童及び生徒は多く、給食を残さない傾向にありますが、その一方で、偏食のある児童・生徒もいることから、子どもたちが自ら主体的に、栄養のバランスが良い食事をするための指導が必要です。
- 給食施設の老朽化は進んでいますが、適切な施設管理と衛生管理により安全な給食提供を行っています。

③ 施策の展開

- 食農教育を推進する観点から、地元食材の学校給食への提供に積極的に取り組みます。
- 生涯を通して健康であるため、保育所や健康福祉課と連携して、食育基本計画に基づく食育の推進を図ります。
- 栄養バランスの整った食生活の定着は、幼少期からの習慣が重要であることから、幼稚園の完全給食の提供を検討します。
- 安全・安心な給食の提供のため、適正な衛生管理及び施設の維持管理を行います。

④ 関連事業

- 学校給食における地元食材の活用
- 農業体験学習の実施
- 学校給食施設の維持管理

⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

食に対する感謝の気持ちを醸成するとともに郷土の食文化について理解を深めるため、学校給食で使用した野菜（いも類含む。）、豆類、果物・きのこ類の総野菜等品目のうちを指標にしました。

指標）県内産野菜等の割合（単位：％）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
30.9	49.8						

*宮城県地場産物活用状況調査（6月・11月実施）

（学校給食で使用した野菜（いも類を含む。）、豆類、果物・きのこ類の総野菜等品目のうち県内産野菜等）

施策 8

《就学前教育の充実》

① 施策の目的

- 優れた人材の育成につなげます。

② 現状と課題

- 東日本大震災によって、幼稚園の園舎は大きな被害を受け、小学校校舎への一時避難を強いられました。
- 幼稚園の統合を進めながら、復旧・建替えを行い、現在は3つの幼稚園の

体制となりました。

- 全ての幼稚園が、地域及び保護者に支えられ、それぞれ特色を活かした又は地域に開かれた教育が行われ、幼稚園教育の充実が図られています。
- 核家族や共働き世帯の増加等により、預かり保育を希望する世帯は年々増加しています。
- 保育所との情報の連携及び小学校との接続が円滑に行われるために幼児及び職員間で交流・情報交換を実施しました。
- 子ども・子育て支援新制度が開始されたことから、特に保育所との連携をこれまで以上に行う必要があります。

③施策の展開

- 幼稚園教育の充実及び幼保連携・融合を引き続き進めます。
- 外国語に触れる機会を設けるなど、特色のある幼稚園教育を推進します。
- 預かり保育の更なる拡充を進めます。
- 「私立幼稚園通園支援」を行うため、就園奨励費として補助金を交付します。
- 幼児教育及び保育のあり方並びに保護者の“声”を勘案しながら、認定こども園への移行を検討していきます。

④関連事業

- 幼稚園及び預かり保育の実施
- 園児の健康管理
- 私立幼稚園通園支援給付事業
- 幼稚園の適正な管理
- 働きながら子育てを行う家族を支援するための対策

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

日本語の理解や特色ある教育を推進していることの評価として、外国語指導助手（ALT）による1箇月当たりの幼稚園訪問指導回数を指標としました。

指標) 1園当たりの外国語指導助手 (ALT) による訪問指導回数

(単位: 回)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1	3	3	3	3	3	3	3

小学校へのスムーズな進学を行う取組の結果について指標としました。

指標) 小学校1年生に占める長期不登校状況の割合 (単位: %)

※ただし、病気による休業を除く。

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

※ (3箇月以上不登校の児童数 × 3箇月を超える不登校日) / (児童数 × 年間登校日)

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

施策9

《歴史的・文化的な地域資源を 確実に継承するための対策》

①施策の目的

- 歴史・文化を守ります。

②現状と課題

- 文化財は、貴重な宝であることから、未永く保存する必要があります。
- 文化財を適切に保存、管理し、文化財の散逸、滅失を防ぐことが重要です。
- 災害が続いた昨今では、地域の宝としての価値が改めて見直され、地域への誇りと愛着をもたらす拠り所として注目されています。
- 地域の歴史的・文化的環境を表す文化財は、積極的に活用することで、学習教材や観光資源としての役割を果たします。
- 社会全体で文化財を継承する意識を持つ必要があります、そのためには文化財に対する理解と関心を高める必要があります。
- 指定文化財はもとよりさらには指定の登録がされていない文化財を含めた保存と、背景にある歴史等の調査及び所有者への支援が重要です。
- 文化財が、地域のシンボルとして住民から親しまれ、文化財が地域づくりに活用されることもあります。
- 行政が主体となって文化財の保存・活用が進められていますが、住民と共に行う体制や、保存・活用を担う人材の育成が大切です。
- 民俗文化財の継承は、生活スタイルや価値観の変化に伴い、継承者の確保と育成が困難になっています。
- 文化財の保護・保存に適切な施設と設備の充実が必要です。

③施策の展開

- 後世に未永く伝えるために文化財の総合的な把握に努め、その歴史や文化的価値を明確化するための調査を実施し、文化財に関するデータベースを

充実させます。

- 地域の歴史や文化を語る上で欠かすことのできない重要な文化財を計画的に指定し、積極的な保護に努めるとともに、文化財所有者への支援を行います。
- 文化財についての効果的な情報発信に加え、様々な地域の担い手との連携を深めることで、文化財の魅力を活かした地域の活性化を目指します。
- 地域住民とともに調査研究を進めることで、地域で有する文化財に対する知識や文化財が身近な存在であることの理解を深め、文化財の保護活動への向上に繋がります。
- 文化財の価値の共有と次世代への継承を目指し、町民への文化財に関する学習機会の充実と、子どもたちの地域への誇りと愛着を育む学習環境の充実を図ります。
- 地域にある様々な文化財を一体的かつ効果的に保存するための仕組みや、保存及び活用するための施設の整備など、適切な保存環境の構築に努めます。

④関連事業

- 発掘及び未指定文化財調査並びに文化財指定の推進
- 民俗芸能の活動支援及び後継者の育成
- 住民と一体となった文化財学習講座の実施
- 住民の関心を向上する文化財に関する企画展示の開催
- 文化財を活用した地域への誇り及び愛着づくり
- 文化財を公開され、さらに適切な保護・管理ができる施設の整備

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

文化財の保護・継承につながるためには、まずは文化財への興味関心が向上することが第一であることから、文化財に係る企画展示来場者数を指標としました。

指標) 文化財に係る企画展示来場者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
4	5	6	7	8	8	9	9

施策10

《健康、生きがい、つながりをつくる スポーツ活動の推進》

① 施策の目的

- ▶ 健康な身体と豊かな人間関係をつくります。

② 現状と課題

- ▶ 子どもたちの基礎体力の向上、現役世代のストレス解消、高齢者の健康づくりや生きがいづくりにおいては、日ごろからスポーツに親しみ、スポーツを通して心の健康と体力を保持することが大切です。
- ▶ “だれもが”、“いつでも”、“どこでも”気軽に参加できる生涯スポーツ社会の実現には、住民一人ひとりの活動と併せて、地域でのスポーツ活動の推進が必要です。また、良好な施設環境の保持と併せ、効率的な施設運営・管理が求められています。
- ▶ 指定管理に移行した主要なスポーツ施設は、指定管理者とスポーツ振興における方向性、事業展開について連携を図り、生涯スポーツの推進とサービス向上を図ることが求められます。
- ▶ 現存するスポーツ施設については、今後も施設・設備の修繕など維持管理経費の負担が増えることが想定されます。

② 施策の展開

- ▶ 健康保持や生きがいづくり、人とのつながりをつくるスポーツ活動を推進します。
- ▶ スポーツや運動による地域コミュニティの形成と青少年の健全育成を図るために、地域で中心となる人材の発掘に努めます。
- ▶ スポーツ推進委員やスポーツ普及員をはじめ、各種スポーツ指導者の確保と養成を行います。
- ▶ 練習等の指導時の不慮の事故による賠償責任から、指導者を守るための体

制の整備等を図ります。

- 住民の主体的なスポーツ活動を奨励するため、特定非営利活動法人美里町体育協会及びスポーツ少年団の組織強化を支援します。
- 指定管理者と連携し、従来の大会や事業のほか、気軽にできるスポーツの普及や自然を活用したウォーキングなどアウトドアスポーツの振興を図ります。
- スポーツ活動を推進するため、学校と緊密な調整を図り、学校施設の開放を積極的に進めます。
- 施設・設備の老朽化が見受けられるため、計画的な施設の改修・修繕を行い、安全に利用できる環境をつくります。
- スポーツ振興計画を策定します。

④関連事業

- スポーツ推進委員の活動に対する支援
- スポーツ普及員の活動に対する支援
- 生涯スポーツへ寄与する団体への支援
- 各種スポーツ行事の開催
- 学校施設を活用したスポーツや運動の推進
- 町内の運動施設・設備の維持管理

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

スポーツ施設の利用状況は、日常的にスポーツを楽しむ住民や、気軽にスポーツ施設を利用できる環境かどうかを表す基準と考え、住民一人当たりの年間利用回数を指標としました。

指標) 住民一人当たりのスポーツ施設の年間利用回数 (単位: 回)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1.52	1.91	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90	1.90

第2章 健やかで安心なまちづくり

基本方針

健やかな心と体を持ち続け、心豊かで安心な暮らしを送れるよう保健、医療、福祉の各分野を充実させ、また、町民一人ひとりが人や地域とのつながりを大事にし、支え合う気持ちを醸成し、地域住民が共に支え合う体制を構築できるように政策を展開していくこととします。

保健の充実

町民一人ひとりが「自らの健康は自らで守り、自らでつくる」まちづくりを進めます。要介護高齢者と寝たきり高齢者の増加を抑え、町民一人ひとりが生涯を通して健康で過ごせるようにするとともに、年々増加する社会保障費の抑制を図ります。

医療の充実

町立南郷病院を本町の地域医療の拠点とすると同時に、大崎地域近隣市町等広域的医療圏との連携によって町民が適切な医療を受けることができる体制を確保していきます。

高齢者福祉の充実

高齢者福祉においては、公助から自助、共助に重点を置いた社会づくりが求められてくることから、介護保険制度の充実と地域福祉社会の充実を進める一方で、“生涯現役”を合言葉に、多くの高齢者が生涯を通して元気に“はつらつ”と、社会の様々な場面において活躍できるようなまちづくりを進めていきます。

障害者福祉の充実

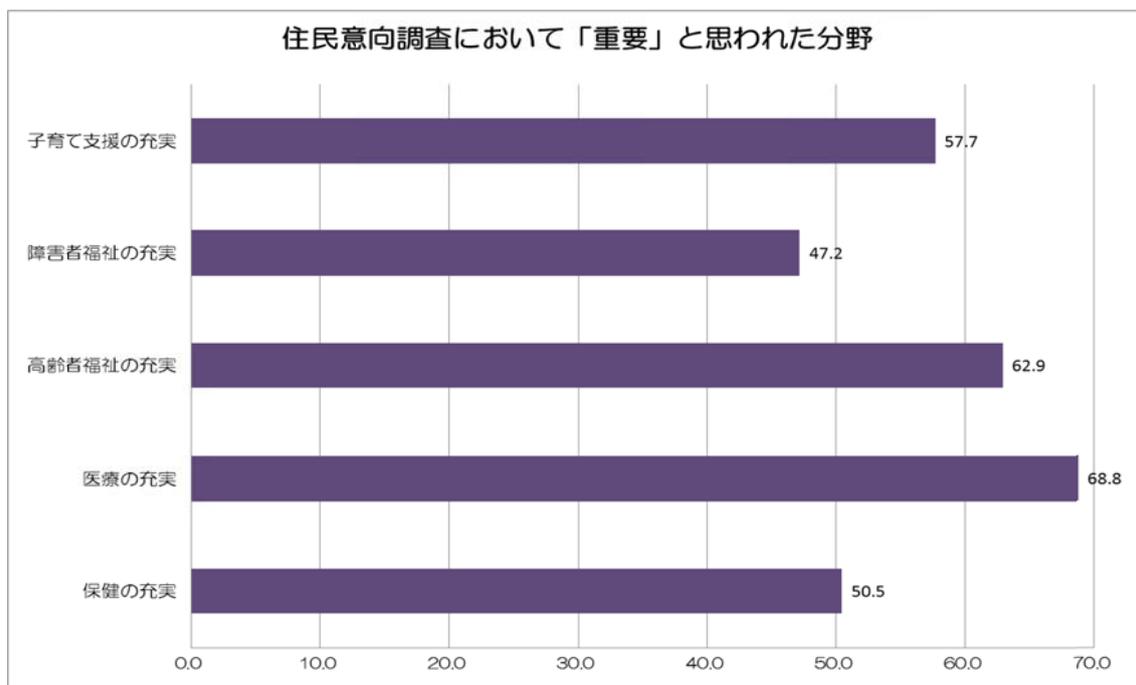
障害者福祉行政の一層の充実を図り、障害のある方が自己実現のできる社会、そして、暮らしやすいまちづくりを進めていきます。また、困っている人を見かけたなら、まわりの人たちが声をかけ、助け合うような障害者に思いやりのあるまちづくりを進めていきます。

子育て支援の充実

子どもたちは町の宝です。一人ひとりの子どもの暮らしを見守り、困っている児童、困っている家庭を社会全体で支えていくまちづくりを目指します。また、就学前の子どもたちは保育所、幼稚園又は在宅とそれぞれ異なる環境の中

で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちが必要な保育と質の高い幼児教育を受けて、大切な乳幼児期にすくすくと成長できるよう、保育と幼児教育の環境整備を総合的に進めます。保護者が働きながら安心して子育てできるよう待機児童の解消に取り組み、出産から子育てまでの切れ目のない支援により、すべての子どもたちが夢と希望を抱くことのできるような美里町をつくります。

第2章 健やかで安心なまちづくり	
政策5 保健の充実	
施策1.1 生活習慣病などから住民を守るための保健活動の推進	
施策1.2 健やかな母子保健活動の推進	
政策6 医療の充実	
施策1.3 地域医療体制と町立南郷病院の充実	
施策1.4 救急医療体制・広域医療体制の整備と充実	
政策7 高齢者福祉の充実	
施策1.5 高齢者が安心して暮らすための対策	
政策8 地域福祉の充実	
施策1.6 地域で支える社会の充実	
政策9 障害者福祉の充実	
施策1.7 安心して暮らせる地域づくりの推進	
政策10 子育て支援の充実	
施策1.8 働きながら子育てする家族を支援するための対策	
施策1.9 出産や子育てに不安な家族を支援するための対策	
施策2.0 児童虐待を防止するための対策	



施策 1 1

《生活習慣病などから住民を守る保健活動の推進》

①施策の目的

- 住民の命及び自らの健康を守る健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

②現状と課題

- 住民の命を守るための取組は、町にとって大きな役割です。
- 少子高齢化が進み、医療や介護に係る負担は一層増すと予想されることから、これまで以上に生活習慣病を予防するなど健康を増進し、健康寿命を延ばすことが重要です。
- 全国的な傾向と同様、本町における死亡原因は、がん、心疾患及び脳卒中高い割合となっています。
- 健康診査・がん検診の受診率の向上を図ってきました。
- 検診受診後の要精密検査者該当者のうち、未受診者がいることが課題となっています。
- 罹患者が増える働き盛りの世代に対し、知識習得の動機付けをする健康教育、健康相談、個別訪問、様々な方法によるアプローチが難しく、また、検診の受診率は低くなっています。
- 二次検診の実施等による受診する機会の拡大や、個別通知による受診の勧奨によって受診率は微増の傾向です。
- 生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法などの普及啓発は必要です。
- 生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症予防のため、生活習慣を改善する方法の普及啓発は必要です。
- 食生活の改善は、「自分の健康は自分で守る」、「家族の健康は家族で守る」意識につながることから、疾病にかかりにくい食生活の知識を啓発することが必要です。

- 国民健康保険会計の歳出抑制に寄与するためにも、町民の健康増進策は必要です。

③施策の展開

- 町民の命を守るため、早期に疾病を発見し、治療につなげられるよう努めます。
- 健康への意識を高めるとともに、各種健康診査・がん検診の受診率の向上を目指します。
- 働き盛りの世代の受診率向上を目指します。
- 検診結果における精密検査該当者等については、個別の受診勧奨等に努め、重症化の予防に努めます。
- 町民が生涯を通して健康で自立した生活が送れるよう、生活の質の低下を招く原因となる生活習慣病の発症を予防し、町民自らが主体的に取り組む健康づくり施策を継続していきます。
- 生活習慣病予防のための正しい知識と食生活を含めた、生活習慣改善の方法について、普及啓発を行います。

④関連事業

- 疾病の早期発見につなげる各種検診事業の実施及び受診率向上に向けた対策
- 精密検査該当者の受診勧奨等重症化予防のための取組
- 健康協力員の配置
- 生活習慣病予防のための普及啓発と保健指導の実施
- 食生活からの健康づくりの啓発
- 地区組織や食育に関わるボランティアの育成・研修

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

働き盛り世代の死亡者の割合を検証しながら、壮年期における死亡者数及び割合の減少及び健康寿命の延伸を目指すため、65歳未満の死亡者数及び割合を指標としました。

指標) 65歳未満の死亡者数及び割合(単位:人(%))

H25 (実績)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
40 (10.8%)	45 ()	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下	45以 下

施策 1 2

《健やかな保健活動の推進》

①施策の目的

- すべての子どもを健やかに育てます。

②現状と課題

- 女性の社会進出、少子化、核家族化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているなかで、個々の家庭や養育者が抱える問題は多様化しています。
- それぞれの家庭の状況や内容に応じた個別支援が大切となっています。
- 出産・子育てへの切れ目のない子育て支援策が求められ、出産時の不安の解消を図る必要があります。
- 疾病に対する免疫がない乳幼児に対し、予防接種法に基づく接種を実施しています。
- 母子健康手帳の交付時に面接相談を実施しています。
- 乳幼児健診時においては、疾病の早期発見だけでなく、子育て支援の側面から発育段階や養育環境等に応じた育児支援を行うことができました。
- 疾病に対する免疫がない乳幼児に対し、予防接種法に基づいて適正な接種を実施しています。
- 生活習慣の基礎づくりの時期である乳幼児期に、むし歯予防に予防に向けた継続的な取組を行いました。

- 3歳児のむし歯保有率及び1人当たりむし歯数は減少傾向となってきましたが、宮城県は全国的にむし歯保有率が下位の状況であります。本町は県全体の保有率より高い状況となっていることから、今後もむし歯予防に向けた望ましい生活習慣の啓発などの取組が必要です。

③施策の展開

- 感染症の予防、重症化予防及び感染症のまん延防止のため、予防接種事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援します。
- 養育者が育児不安になりやすい時期、特に新生児期に全戸訪問を実施し、子育てに対する不安の解消を図ります。
- 乳幼児健診の相談及び個別の訪問等を通し、子どもの発育・発達段階を養育者とともに確認し、安心して子育てができるための保健指導等を実施します。
- 母体の健康を守るため、妊婦への健康診査を実施します。
- 乳幼児の健やかな成長を守るため、乳幼児の健康診査を実施します。
- 乳幼児健診の未受診者に対し、受診勧奨を行い、養育状況の把握に努め、関係機関とともに必要な支援を行います。
- 乳幼児期からのむし歯予防にむけた取組を実施します。

④関連事業

- 予防接種の実施及び未接種者への対策
- 気軽に利用できる育児相談（親と子の心の相談事業、健診時における心の相談）
- 妊婦健康診査及び新生児への訪問等
- 乳幼児の健康診査の実施
- 養育医療等の支援
- 幼児歯科検診及び歯科保健事業によるむし歯予防対策

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

子どもたちが健やかに育まれるためには、保健的な支援と福祉的な支

援とその充実が図られることが必要です。特に妊娠・出産後から継続的に実施する乳幼児健診の受診率95%以上を維持及びむし歯保有率の減少を目指し指標としました。

指標) 乳幼児健診受診率 (受診数÷対象数×100) (単位: %)

※4 か月児、1歳3か月児、1歳6か月児、2歳児及び3歳児健診

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
94.7	94.8	95	95	95	95	95	95

指標) 3歳児における一人当たりのむし歯本数 (平均本数 単位: 本)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策13

《地域医療体制と町立南郷病院の充実》

①施策の目的

- 医療体制への安心感を築きます。

②現状と課題

- 本町の医療機関は、内科、外科、小児科、眼科及び整形外科を持つ町立南郷病院のほか、1病院、9医院、11歯科医院（平成27年7月1日現在）があります。
- しかし、町内には、産婦人科や精神科等の診療機関がなく、また、町立南郷病院の小児科も週に1日、眼科と整形外科にあっては月に2日のみの診療で、多くを近隣市町の医療機関に依存しています。
- 高齢化社会にあって通院される方の交通手段の確保も重要な課題です。
- 町立南郷病院では、内科医及び外科医による在宅訪問診療を実施しています。
- 在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加しています。こうした需要に応えるために在宅訪問診療の一層の展開が求められています。

③施策の展開

- 医師を安定的に確保し、町立南郷病院を町の医療拠点に位置づけます。
- 町立南郷病院における外来診療と入院診療を充実させます。
- 通院に役立つ公共交通を維持し、誰もが通院しやすい環境を整備します。
- 在宅訪問診療の拡充に努めます。
- 町内及び近隣市町の医療機関と協力し、また、近隣自治体との連携強化を図りながら地域医療体制の整備を進めます。

④関連事業

- 地域医療拠点としての町立南郷病院の充実
- 通院手段としての住民バスやデマンドタクシーの運行
- 在宅訪問診療の拡充
- 医療機関及び近隣自治体との連携強化

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

高齢化の進行により、在宅医療サービスを必要とする患者が年々増加し、その必要性が高まっていることから、在宅訪問診療件数を指標としました。

指標) 在宅訪問診療件数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
430	493	500	510	520	530	540	550

施策 1 4

《救急医療体制・広域医療体制の整備と充実》

①施策の目的

- 初期救急医療体制を維持し、適切な医療へつながるよう充実を図ります。

②現状と課題

- 救急医療の利用は高齢化、住民意識、社会情勢の変化等により増加・多様化しています。
- 救急医療機関においては、医療スタッフの偏在・不足など体制の整備が求められます。
- 大崎市民病院救命救急センター運営費については、利用実績により各市町

の負担額が決定される見込みであり、負担額の今後一層の増加が懸念されます。

- 休日の初期救急医療については、大崎圏域の医師会等関係機関と体制の維持について連携協力してきました。
- 町立南郷病院では、平日夜間を含め初期救急医療を行っています。
- 平日夜間の救急医療や高次の医療機関整備が求められていますが、町単独で整備していくことは、実質的に困難なことから医療圏単位における検討を進めています。

③施策の展開

- 大崎市民病院救急救命センターの運営費を負担し、当該センターを活用します。
- 大崎地域の休日夜間医療体制について維持していきます。
- 救急医療機関の適切な利用についての普及啓発と、大崎医療圏等近隣市町や関係機関と協議を行い、救急医療体制の確保を推進していきます。

④関連事業

- 大崎市民病院救命救急センターとの連携強化
- 休日及び夜間における救急医療体制の確保
- 救急医療機関の適正利用の啓発活動の展開
- 救急医療体制の広域的整備の検討

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

遠田郡及び大崎地区の医師会等との連携協力や町立南郷病院での対応により、今後も、平日夜間・休日の初期救急医療体制を維持していくことから、平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数を指標としました。

指標) 平日夜間・休日の初期救急医療体制が整っている日数 (単位: 日)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
365	365	366	365	365	365	366	365

施策15

《高齢者が安心して暮らすための対策》

①施策の目的

- 生涯楽しく暮らせるまちをつくります

②現状と課題

- 町の高齢化率はますます進行し、要介護・要支援認定者数も増加することが見込まれています。
- 社会情勢の変化と介護保険制度の改正により高齢者を取り巻く環境は大きく変わっています。
- 住民同士が支え合い、高齢者が支える側として社会参加し、生きがいを図り、ひいては介護予防に繋げる仕組みへと方向転換がなされています。
- 介護給付費の抑制には、予防事業の実施が効果的です。
- リスクの低いうちから介護予防に取り組むことや適切なサービスを受けることで、介護度の進行を遅らせることができます。
- 住み慣れた地域での自立した生活を長く続けるためには、介護予防の啓発が必要です。
- 独居又は高齢者のみの世帯が増加する中で、介護保険や生活支援等の各種サービスの必要性が高まっています。
- 高齢者への適切なサービス利用に繋がれるよう地域の実態把握、相談業務及び関係機関とのネットワーク強化が必要となっています。
- 高齢化が進む中で、要介護・要支援の認定者数を抑制しなければなりません。

③施策の展開

- 開催方法を検討しながら敬老式を開催します。
- 高齢者の知識、経験及び技能を生かした様々な社会活動を促し、活動を通

した生きがいつくりや健康づくり、地域社会との交流が図られるよう支援します。

- 介護予防の重要性を広く周知し、意識を高めるとともに、高齢者の身近なところで介護予防の取組ができる場所づくりも併せて進めます。
- 支援が必要な高齢者を把握し、適切なサービスの利用に繋がります。
- 高齢者が孤独・孤立、さらには歩行困難な状況が進行しないため、外出するための支援を行います。
- 民生委員、行政区、ボランティア、介護・医療の関係機関団体等と連携しながら、高齢者を支援できる体制とシステムの構築を図ります。
- 高齢者、特に介護を要する高齢者と、その家族に対し、支援を行います。
- 介護保険制度を正しく理解していただくための広報・啓発活動を展開します。
- 高齢者の実態把握に努め、サービス基盤の整備を進めていきます。

④関連事業

- 敬老式の実施
- 高齢者の活動を支援
- 高齢者の自立生活に向けた支援
- 要保護高齢者の入所措置の実施
- 高齢者の外出に対する支援
- 高齢者からの様々な相談への対応
- 独り暮らしの高齢者に対する見守り支援
- 高齢者を在宅で介護している家族を支援する事業
- 介護保険制度における地域支援事業
- 介護保険制度における各種保険給付事業

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

介護を要せず生涯にわたって生き生きと自立して生活していく町民を増やすこととし、65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢階層別（5歳刻み）に見た割合の平均値を指標としました。

指標）65歳以上高齢者で要介護・要支援認定を受けていない者の年齢

階層別（5歳刻み）に見た割合の平均値（単位：％）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
74.0	74.1	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0

施策 16

《地域で支える社会の充実》

①施策の目的

- 助け合いによる福祉を実現します。

②現状と課題

- 現代では、公的な福祉サービスが発展してきたものの、各種サービスに該当しない又は公的な制度では対応できないケース、「孤独死」というような地域社会において見えにくい問題が発生しています。
- 社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至る人や若年層の生活保護受給者が増えています。
- 地域福祉において切れ目のない支援が必要となっています。
- 少子高齢化・核家族化が着実に進行している現状を踏まえ、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を地域で支えていく重要性が増しています。
- 自立を支援する各種サービスの充実と併せて、高齢者や障害者等を地域で支える地域福祉力の向上と住民同士がお互いに助け合う地域の形成が求められています。
- 高齢者等を地域で支える地域福祉力の向上と地域型福祉社会の形成のため、各種講座や研修会等を開催しています。
- 美里町社会福祉協議会や地域包括支援センターがその専門性を生かして、地域の住民を対象に各種の事業を展開しています。
- 今後、さらに視野を広げ、老若男女を問わず地域社会を福祉活動につなげていくとともに、美里町社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携強化し活動していくことが重要な課題です。

③施策の展開

- 災害時の高齢者、障害者等への支援策について検討します。
- 美里町ボランティアセンター等を運営している美里町社会福祉協議会を

はじめとする各種福祉関係団体との連携を強化します。

- 高齢者福祉、障害者福祉、母子・父子福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の総合的な取組から、地域福祉の実現のため、地域福祉計画を策定します。
- 地域福祉の推進基盤の充実させるため、地域課題に取り組む団体やボランティア、人材の育成活動等を行う団体及び地域内での見守り活動を行う団体の支援を行います。

④関連事業

- 災害時の要支援者への対策
- 美里町社会福祉協議会等の福祉関係団体との連携強化
- 地域福祉計画の策定
- ボランティア団体等の地域福祉活動に対する支援

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

地域福祉を実現するため、福祉に携わる人の増加も必要になってきます。そこで福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数を指標としました。

指標) 福祉活動を行っているボランティア団体への登録者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
1,253	1,666	1,670	1,675	1,680	1,685	1,690	1,695

施策17

《安心して暮らせる地域づくりの推進》

① 施策の目的

- 障害の有無に関係なく、共に楽しく暮らせるまちをつくります。

② 現状と課題

- 障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指して、障害者福祉サービスをはじめとする障害保健福祉施策を推進しています。
- 平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間事業者には、障害を理由とする差別的取扱いが禁止されます。
- 親が亡くなった後の対応が、大きな課題となっています。
- 発達障害及び自閉症の子どもが増えていることから、早期発見・早期支援が必要です。
- 福祉サービスに対する要請は、多様化しています。
- 精神障害、強度行動障害等の重度障害者を受け入れるため、障害特性に応じた専門的な知識、技量向上のための福祉を担う人材育成が急務です。
- 障害に対する理解は浸透していますが、いまだに、差別や偏見が見受けられます。町民や企業等が障害のある人に対する理解を促進する必要があります。
- 障害のある人の「働きたい」という意欲を叶えるため、障害者の雇用を促進する必要があります。

③ 施策の展開

- 障害者自身が地域で日常生活を送ることができるよう支援します。
- 日常生活で支障が生ずる場面において支援します。
- 障害者の家族及び介護者の生活を支援します。
- 障害者の人権を擁護します。

- 家族の緊急時に受け入れできる機能と地域移行や親元からの自立を促進できるように相談支援体制を充実します。
- 幼稚園等の教諭及び保護者を対象とした研修会を開催し、早期支援を図ります。
- 子どもの時から障害に対する理解を深めるため、福祉学習を進めます。
- 福祉の人材を育成するため地域自立支援協議会と連携し、研修会などを開催します。
- 親亡き後の支援に対応するため、町内事業者グループホームの建設を働きかけます。
- 障害者雇用を促進するため関係機関と連携して取り組みます。
- 障害を理由とする差別の禁止に関して、職員が適切に対応します。

④ 関連事業

- 障害者が自立するために必要な医療への支援
- 障害者の日常生活能力の確保への支援
- 障害者の日常生活への支援
- 障害者の活動の場の提供及びその家族への支援
- 障害者の権利の擁護
- 緊急受入れ機能を持つ地域生活支援拠点等の整備
- 障害者及びその家族並びに介護者からの相談受付
- 早期療育指導訓練の実施
- 障害に対する理解を深める研修会・イベントの実施
- 障害福祉サービス事業所従事者研修会の実施
- グループホームを建設する事業者への補助
- 地域自立支援協議会と連携した就労ネットワークの形成
- 差別解消に関する職員対応要領の作成

⑤ 施策の指標

✓ 指標の考え方

障害に対する理解が進むことで、障害の有無に関係なく自分の能力を發揮できる地域が作られます。障害に対する理解を促進するための町民、企業等を対象とした研修会・イベントの参加者数を指標としました。

指標) 障害に対する理解を促進するための研修会・イベントの参加者数

(単位：人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
	23	30	40	45	50	55	60

施策18

《働きながら子育てする家族 を支援するための対策》

①施策の目的

- 産み育てやすい町をつくります。

②現状と課題

- 転入する世帯は共働き世帯が多いこと、年齢が若い保護者が住宅を取得していること、及び母親が出産後まもなく職場への復帰を望むケースが多いことから、0歳児の待機児童数は増えています。
- 子どもたちに、良い保育環境を与えるため、保育環境整備と待機児童解消対策とを併せて進める必要があります。
- 放課後児童クラブの長期休業、土曜日の開館時間を、平成26年12月から午前8時から午前7時に早めることにより、保育所及び放課後児童クラブは午前7時から午後7時までの開所時間として、子どもを抱えながら働く保護者を支援しました。
- 平成25年度に小牛田保育所分園を増室し、1・2歳児について、13人の受入れを拡大しました。
- 待機児童の受け皿として、小牛田保育所の1歳児6人、なんごう保育園の0歳児3人を受け入れるための保育士の数が足りない状況です。
- 放課後児童クラブの対象を3年生までとしています。各施設の定員と利用状況、クラブ室の面積要件の状況を勘案しながら、クラブごとに高学年の受入れを行う必要があります。
- 公立保育所への入所を希望する待機児童で、認可外保育施設を利用している場合は、待機児童に含まれませんが、その数は平成26年度において0歳児3人、1歳児2人、2歳児4人、合わせて9人となっています。
- 認可外保育施設入所児童の保護者に対する助成金の範囲を、平成26年4

月から町内の施設のほか町外の施設まで拡大しました。

- 町内にある1つの事業所内認可外保育施設が、事業所の従業員の児童以外に、地域の児童も受け入れることになり、認可外保育施設は、平成26年度から6施設となり、0歳児から2歳児までの受入れ先が増えています。
- 子ども医療費助成の対象を、平成26年10月から中学生の入院及び通院までとしました。
- 子ども医療費の助成については、所得制限を撤廃し、町内に住む0歳児から中学生まですべての医療費を無料にしました。
- 平成26年度において、非常勤保育士の募集時期が遅かったことから、保育士確保対策として、募集時期を早める必要があります。
- すべての小学校区で、余裕教室の活用を図りながら学童保育を実施する必要があります。また併せて委託化も検討する必要があります。
- 放課後子ども総合プランは、「総合教育会議」を活用し、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策のあり方について協議し進める必要があります。

③施策の展開

- 保護者の勤務に合わせた保育施設の確保に努めます。
- 認可外保育施設から認可保育所への移行の支援を行い、保育の需要に応えます。
- 子どもに係る医療費を助成することで、経済的な負担を緩和します。
- 子育てに関係する団体の設立及び運営を支援します。

④関連事業

- 延長保育並びに病後児及び障害児の保育
- 認可外保育施設及びその保護者への支援
- 母子父子家庭への医療費の助成
- 子どもに関する医療費の助成
- 町内の公立保育所、児童館の管理及び運営
- 子どもに関係する地域組織活動の支援

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

若い世代は産み育てやすい町に関心があります。出産・育児の際に居住するかしないかの選択肢の一つとなります。今後、産み育てやすい町を実現することで得られる出生数、さらには子育てしやすい環境を表す数値の一つとして、保育所における待機児童数を指標としました。

指標) 年度内の出生数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

指標) 保育所における待機児童数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
8	9	8	0	0	0	0	0

施策 19

《出産や子育てに不安な家族を 支援するための対策》

①施策の目的

- ▶ 子育てが楽しいと感じる家庭を増やします。

②現状と課題

- ▶ 小牛田地域及び南郷地域の子育て支援センターに平成26年度内に、のべ6,841人の親子が来館しています。
- ▶ 近所に知り合いも話し相手もないことは、家庭で子育てに行き詰まることがあります。
- ▶ 子育て支援センターで同じ境遇の親と交流し、また保育士などに子育ての不

安や悩みの相談をすることは、大きな支援となります。

- ▶ アンケートの調査結果によると、子育てに不安を抱える33.3%の保護者は、『離乳食』、『子ども同士の付き合い』、『職場復帰した場合』、『子どもとの接する時間が少なくなる』などの内容でした。
- ▶ 子育て支援センターに対し、食育や同世代の子どもたちの交流を行って欲しいとの要望があります。
- ▶ 子育て支援センターの利用については、行事へ積極的に参加し、利用しているとの声が寄せられています。

③施策の展開

- ▶ 育児疲れや育児で悩んでいる母親に対し子育て支援センターの利用を拡大します。
- ▶ 子育て中の親同士の交流を盛んにします。
- ▶ 選任職員による相談体制の充実を図ります。
- ▶ 子育て支援センターの利用者の利便性を向上させます。

④関連事業

- ▶ 子育て支援センターの管理及び運営
- ▶ 子育て支援センターと児童館との連携
- ▶ 保護者に身近な子育てガイドブックの作成

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

子育てへの不安解消は、少子化対策に向けた大きな支援となることから、支援センターの利用者が「不安」と回答する割合を低下させることを目指し、子育てに不安を抱く人の割合を指標としました。

指標) 子育てに不安を抱く人の割合 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
23.2	33.3	25	20	10	5	3.3	2.5

子育て支援センターが、子育て中の保護者の拠り所になるための取組を進めることが、今後求められる中で、その結果について指標としました。

指標) 子育て支援センターの利用者数 (のべ人数) (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
7,889	6,841	8,000	9,000	10,000	10,500	11,000	11,500

指標) 子育て支援センターの利用登録者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
—	—	200	210	220	230	240	250

施策 20

《児童虐待を防止するための対策》

①施策の目的

- 子どもの命を守ります。

②現状と課題

- ネグレクト及び心理的虐待者の世帯は、統計上、低所得で生活苦の場合が多く、また親が若い頃も同じ境遇だったことが多いと言われています。
- 家庭環境は子どもの知性や心身の成長に、大きく影響します。
- 虐待は、子ども自身での解決は困難で、関係機関の継続的な支援が必要です。
- 要保護児童対策地域協議会は、関係機関等の連携により、発生から予防や発見・通告から援助まで迅速かつ適切な対応を行っています。

- 平成26年度の実務者会議において、終結したケースは6件、継続するケースは20件、新たなケースは7件と認められました。
- 支援対象のケースとしては、身体的虐待9件、ネグレクト7件、心理的虐待6件などとなっています。
- 町の健診事業、幼稚園、保育所、学校等と情報の連携し援助を行っています。

③施策の展開

- 個別ケース会議及び要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、情報を共有します。
- 実務者会議において、虐待の件数及び内容を確実に把握していきます。
- 初期の要保護児童について具体的な支援内容を検討する個別ケース会議を開催します。
- 保健師、学校、民生委員等の連携により、家庭まで入り込んだ対応を行っています。
- 子どもの命を守るため、児童相談所への通報も行います。

④関連事業

- 虐待に関する相談
 - 虐待に関する通報・相談の児童相談所の周知を広報みさと、町のホームページなどを活用し、継続的に周知を図ります。

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

要保護児童等の支援に対する関係機関の機能を測るため、要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数を指標としました。

指標) 要保護児童対策地域協議会実務者会議で支援を行った件数(単位:件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
35	33	30	27	24	21	18	15

第3章 力強い産業がいきづくまちづくり

基本方針

町が将来に向けて持続的に発展していくためには、地域の経済活動と地域産業の活性化が不可欠です。町内外から多くの人が行き交い、賑わいのある豊かな町の実現を基本理念として、農業、工業、商業、観光業等の各分野における活性化を実現するために、その中核となるべき「産業活性化施設」を整備します。今後は、施設整備を始め、様々な取組に民間活力を最大限活かすよう努めていきます。

農林業の振興

従来までの水稲単作経営からの転換を図り、また、若者の就農を支援して、農産物のブランド化と契約栽培による園芸振興などを実践し、安定した農業経営と所得の向上を実現していきます。

工業の振興

遠田商工会への支援を通じ人材育成や経営相談を継続し、経営基盤の強化を行うと同時に、工業における若手起業家の支援を積極的に行っていきます。

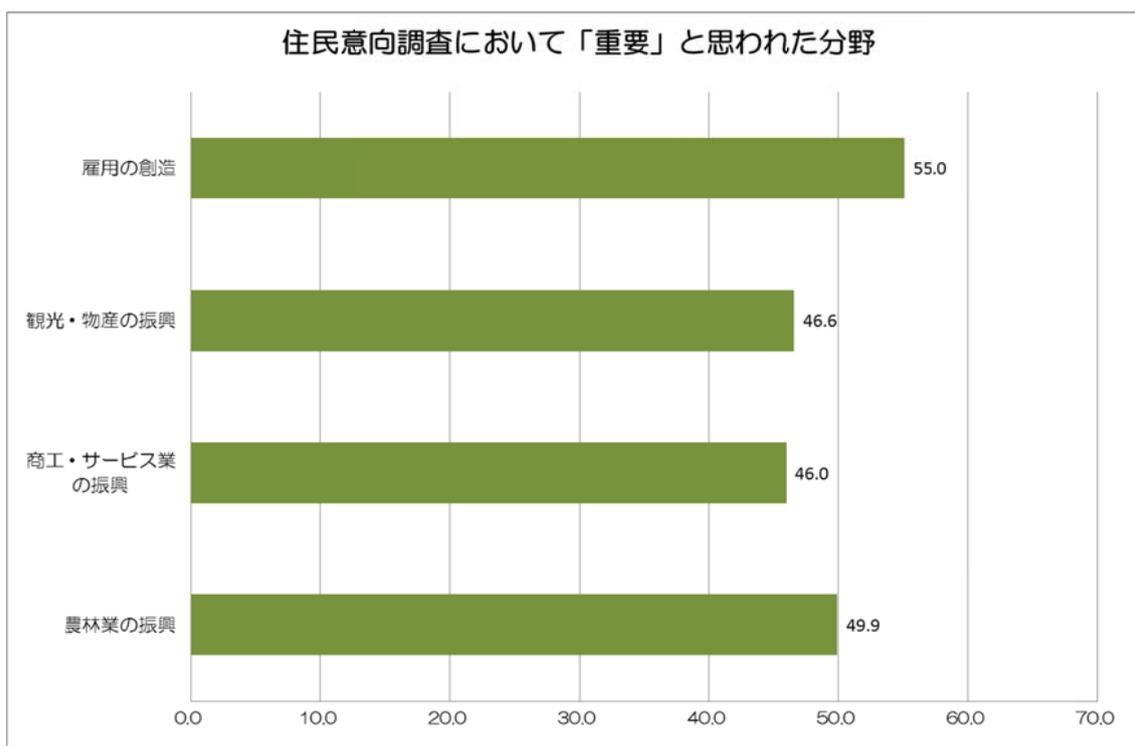
商業・観光・物産・サービス業の振興

今後整備する「産業活性化施設」を中核として交流人口100万人の達成を目指し、多くの人が行き交って賑わいのある美里町をつくります。そのためには、鉄道路線の活用、美里ブランドとなる特産品・土産品の開発、地域資源の掘り起こしと広域連携による観光ルートの設定、旅行業者と連携した美里町へのツアー客の誘導など、集客するための取組を積極的に展開していきます。

雇用の創造

若い世代の転出の主な原因は働く場がないことです。今後とも企業誘致に継続して努めるとともに、町内で新たに起業する若い世代を積極的に支援していきます。また、農業、商業、工業、観光業の各分野で新たな雇用が生まれるよう「産業活性化施設」を核として各分野の活性化策を重点的に進めていきます。

第3章 力強い産業がいきづつまちづくり	
政策1-1 農林業の振興	
施策2-1	多様な生産者の確保と事業の円滑な推進
施策2-2	農地の高度利用と産地形成の促進
施策2-3	個性を活かした魅力ある農業の展開
施策2-4	畜産経営の安定化
施策2-5	流通及び販路の充実
施策2-6	農村機能及び生産基盤の維持
政策1-2 工業の振興	
施策2-7	工業を振興するための対策
政策1-3 商業・サービス業の振興	
施策2-8	商業・サービス業を振興するための対策
施策2-9	物産・観光を振興させるための対策
政策1-4 雇用の確保	
施策3-0	安定した雇用を確保するための対策



施策 2 1

《多様な生産者の確保と事業の円滑な推進》

①施策の目的

- 農業に新しいヒトの流れをつくります。

②現状と課題

- 食料の消費及び供給を国際的な視野で考えることが不可欠になっています。
- 農産物需要に関する情勢の変化に、柔軟に対応できる農業経営体の育成が必要です。
- 農家数の減少に伴い、農地の受け手となる担い手の育成強化が必要です。
- 安定的な農業生産及び良好な農村生活の実現には、家族経営農家と農業法人が、それぞれにあったビジネスモデルを明確にした取組が求められます。
- グローバル化に対応できる新しい農業経営を推進するためにも、大規模経営体による合理的な農業経営が求められます。
- 各種農業制度への対応や消費需要に的確に対応するためには、個々の農家の育成とともに、生産者間のネットワークづくりが重要です。
- 雇用機会や社会保障への不安が増大する中で、生涯現役で活躍できる営農支援等、就農機会の多様化を図る必要があります。

③施策の展開

- 多様な農業経営に応じたビジネスモデルを確立します。
- 大規模経営体による合理的な農業経営を推進するとともに、地域農業の担い手となる集落営農組合等の法人化を促進します。
- 消費者市場の需要に対する的確な対応を図るため、生産者組織の育成及びネットワークづくりを推進します。
- 新規就農者に対する支援を図るとともに、家族経営農家への支援及び就農機会の多様化を推進します。

④関連事業

- 美里版ビジネスモデルの構築
- 集落営農組織等の法人化の支援
- 多様な農業経営体の育成及び就農支援（新規就農、M字カーブ就農・二次就農）
- 国の支援制度に柔軟かつ迅速に対応できる体制の確立
- 外部人材の登用受入協力体制を促進

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

農業経営における効率化及び低コスト化の推進並びに地域農業を支える担い手確保の観点から、営農組織の法人化数を指標としました。

指標) 地域(集落単位)の営農組織の法人化数(単位:件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 2 2

《農地の高度利用と産地形成の促進》

①施策の目的

新たな作目による農業経営を進めます。

②現状と課題

- 美里町の主要な農産物は主食用米です。
- 主食用米の情勢は、平成30年産から米の生産調整制度の大幅変更や主食用米の生産に対する補助金の廃止が予定されています。さらに、米需要は

年約8万トンのペースで減少しており、米の生産を取り巻く状況は、非常に厳しい環境にあります。

- 米を主軸とした農業経営を継続する場合には、徹底した生産性の向上、差別化、低コスト化による所得の確保が必要です。
- 一方、所得の確保という観点からは、米以外の作目や生産部門への展開、米と米以外の作目を複合的に組み合わせた生産などが効果的です。
- 本町のほ場条件を考慮すると、土地利用型作物の振興が有効です。
- 土地利用型作物としては、大豆、小麦といった穀類と野菜類に分類されます。
- 宮城県の大豆生産は、作付面積が北海道に次いで第2位を誇っています。その中でも美里町の10アール当たりの平均収穫量は、全国的にもトップレベルにあります。
- 大豆の主な品種のミヤギシロメは「ミヤギ」の名前が入った宮城県の奨励品種であり、作付振興が産地としてのPRにも直結します。
- 日本では大豆の年間消費量の約20%が国産となっています。国産大豆は、ほぼ全量が豆腐、油揚げ、納豆等に使用されています。
- 近年、その栄養価に着目し、大豆菓子などの商品化の取組が見られ、今後、付加価値創出の取組が求められます。
- 野菜については、加工・業務用野菜の需要が高まっています。
- 女性の社会進出等による社会構造に伴う食生活の変化により、調理時間の制約などから、食品製造や加工業界が活性化していることが要因です。
- 水田をフル活用した野菜の生産は、米・麦・大豆との組合せが可能であり、面積当たりの収入額も向上します。
- 野菜生産による所得の確保を進めるためには、作付面積及び生産量の拡大、安定生産、安定供給による市場からの信頼を獲得し、契約栽培等の取組に発展させていくことが肝要です。
- 野菜の生産を契約栽培として安定した取引を行うためには、契約先が求める品質、規格、数量、流通形態に適切に対応する必要があります。
- 米価の低迷及び先行きが不透明な中で、米以外の作物の栽培を推進し、産地の形成を進める必要があります。そのための生産者の育成と生産環境の整備、販売先の充実と確保を図る必要があります。

- 生産、流通形態の常識にとらわれず、新たな販売方法を開拓することで、既存の農産物の市場価値が向上する可能性があります。

③施策の展開

- 自律的な土地利用ができる大規模経営体の育成、地域での合意形成による作物の団地化、耕作権の再配分など、農地の合理的活用を進めます。
- 減収、不作時の所得補償など、経営を継続するためのセーフティーネットを充実し、安心して生産できる環境を整えます。
- 加工・業務用野菜の需要に応える地域振興作物を選択するとともに、その支援を図ります。
- 水田のフル活用を促進するとともに、先進技術、機械及び設備の導入など、生産規模の拡大に取り組み、産地の形成を図ります。
- 美里町の大豆生産者の強みである栽培技術を生かし、産地としての地位確立及び付加価値創出に取り組みます。
- 安定した生産活動を実現するため、市場調査、販売先と生産者のマッチングなどの取組を強化し、土地利用型作物による契約栽培を支援します。

④関連事業

- 農地流動化及び集積促進への支援
- 農業経営及び農業所得の安定対策（セーフティーネット）
- 地域振興作物の作物の選択と集中
- 先進技術、機械及び設備の導入支援
- 農業所得向上対策（マーケティング、販路の開拓及び拡大）
- 契約栽培の促進
- 農業のチャレンジ支援
- 農作物病虫害及び有害鳥獣対策

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

水田の高度利用と産地の形成を図るため、地域振興作物の絞込みによる作物の選択と集中により、作付面積の増加を指標としました。

指標) 地域振興作物の作付面積 (単位: ha)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 2 3

《個性を生かした魅力ある農業の展開》

①施策の目的

- 産物からの広がりをつくります。

②現状と課題

- 本町には、北浦梨及びバラといった特産品があります。梨は県内の四大産地の一つに数えられ、また、バラは、県内で一番の生産量を誇っています。
- 本町は、県内、東北及び全国と比較しても一戸当たりの平均年間農業所得は高い水準にあります。
- 生産者の高齢化が進んでおり、宮城県の生産者人口は1990年からの20年間で5万4千人ほど減少し、2010年では60歳以上の生産者が72%と過半数を占めています。
- 生産者は今後、安価な海外農生産物との価格競争、国内の産地間競争など、厳しい状況下での経営を迫られることになります。
- 新たな付加価値、所得を生み出すとともに、新たな就業機会を作り出す活動を進めようという、アグリビジネス（農業関連産業）の考え方が注目されています。
- 若年層や女性の農業参画を促し、新たな担い手の確保による持続可能な農業を目指す必要があります。
- 食の安全、安心へのニーズの高まりに応じ、食品品質表示や生産・栽培履歴の管理徹底が求められています。

- 環境保全型農業による差別化を図るとともに、競争力を強化する必要があります。

③施策の展開

- 6次産業化の促進に有効な研修会を開催し、新たに農産物の加工・販売に取り組む生産者を支援します。
- 農産物の加工・販売を行う者にとって必要なマーケティングに関する支援を行います。
- 生産物・加工品の販売における販路開拓支援を行います。
- 同一経営体による生産、加工、販売へ向けた取組を支援するとともに、農商工連携を推進するための事業者間のマッチング支援を行います。
- 新規農産物の生産において、生産者が安心して取り組めるように、生産初期段階におけるセーフティーネットの構築を行い、経営の安定化を図ります。
- 環境保全型農業を推進し、農産物の商品価値の向上を図ります。
- 安全、安心な生産物、加工品の供給を基本に、食品品質表示、栽培及び生産履歴の取組について、普及促進を図ります。

④関連事業

- 梨やバラなど、特色を生かした農業生産の支援
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援
- (仮称) 美里クオリティー認証制度の導入
- 6次産業化及び農商工連携に向けた取組の支援
- 農業チャレンジ支援 (再掲)
- 農業経営及び農業所得の安定対策 (セーフティーネット) (再掲)
- 環境保全型農業への取組を支援

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

6次産業化、農商工連携等に対する各種支援を通じて、農産物等を活用した商品開発を促進するとともに、付加価値の創出を図る必要がある

ことから、町内産農産物等を活用した商品開発を指標としました。

指標) 町内産農産物等を活用した商品開発数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 2 4

《畜産経営の安定化》

①施策の目的

- 畜産農家を支援します。

②現状と課題

- 宮城県における肉用牛の飼養頭数及び飼養戸数は、生産者の高齢化等が影響し、減少しています。一戸当たりの飼養頭数は、年々、増加傾向にあり経営規模の拡大が進んでいます。
- 本町の一戸当たりの飼養頭数は、宮城県の平均を下回り、ここ数年は大きな変化は見られていません。
- 配合飼料については、原材料の収穫量により価格が大きく変動し、畜産経営へ影響を与えています。
- 牛肉枝肉の卸売価格は、震災後の放射線セシウム検出による風評被害から、一時大幅に低下したものの、徐々に回復傾向を示すとともに、和牛を中心に上昇傾向にあります。
- 肉用子牛の取引価格は、平成 22 年に発生した口蹄疫等を原因とする子牛の出生頭数の減少が影響し、取引価格の上昇が続いています。
- 近年の国内の牛肉の生産と消費のバランスは、安定的に推移しています。
- 家畜の伝染病の発生は、畜産経営に大きな打撃を与えることから、未然に

防止する対策が必要です。

- 平成29年9月、宮城県を会場に「第11回全国和牛能力共進会」が開催されます。

③施策の展開

- 畜産農家及び畜産組織相互の連携強化を図り、地域内の一貫経営を促進します。
- 次世代につながる和牛改良技術の普及に努めます。
- 飼料価格の変動による経営への影響を低減させるため、水田を活用した飼料作物の生産による粗飼料自給率の向上を図ります。
- 口蹄疫、BSE（牛海綿状脳症）、アカバネ病等、発生及び被害を未然に防止するため、防疫の徹底及び発生時における関係機関との連携強化を図ります。
- 全国和牛能力共進会宮城大会が、平成29年9月に開催されることから、これを契機とした和牛改良を促進するとともに、優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入を支援します。

④関連事業

- 畜産組織の育成及び強化
- 畜産農家及び畜産組織の相互ネットワークの充実
- 畜産農家と稲作農家の連携強化
- 家畜防疫の徹底
- 優良繁殖牛及び優良肥育素牛の導入支援

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

後継者不足等により畜産農家戸数が減少しています。経営規模の拡大を図りながら、肉用牛の飼養頭数を維持していくことから、一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数指標としました。

指標) 一戸当たりにおける肉用牛の飼養頭数 (単位 ; 頭)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

策 2 5

《流通及び販路の充実》

①施策の目的

- まちの産業のあたらしいカタチをつくります。

②現状と課題

- これまでの経済成長による食生活の多様化とともに、贅沢な食事や嗜好品などが求められるようになり、食に対する豊かさが追求されています。
- 経済発展に伴って社会的分業が高度に進み、食料供給に関わる産業の種類・分野が、第2次及び第3次産業との連携によって著しく拡大してきています。
- 食品製造業では、原材料費が製品生産額の5割以上を占め、原料の調達は海外に依存する傾向にあることから食品製造業と原材料調達先としての国内農業とのかい離が進んでいます。
- 契約栽培など、特に食品製造者との関わりを進めるに当たっては、食品の安全管理は重要な取組となっています。
- 高齢化社会の進行、単身世帯の増加、女性の就業率の上昇によって、調理時間が制約されると、加工食品、外食等への依存度は高まります。
- 産地間の競争が国際的なスケールに拡大し、産地の遠隔地化が進む一方で、食品の安全性やトレーサビリティ(●)、食味に関する消費者の姿勢が厳しくなっています。
- 直売所などの市場を通さない流通ルートが広がりを見せ「顔の見える野菜」

が店頭に出回るなど、生産者と消費者の関係が変化しています。

- 直売所の存在は、生産者にとっては流通コストの低減や出荷規格の緩和に伴う商品化率の向上といったメリット、消費者にとっては新鮮なものを安く買うことができるといったメリットがあります。
- 直売所運営は雇用の創出につながる効果もあることから、直売所数は全国的に増加傾向にあります。
- 直売所数が増加し、直売所間での競争が激化する中で、集客を得るためにも、特産品を生かした商品開発、ブランドの確立による差別化が求められます。
- 町内の直売所は3か所ありますが、他の地域と比較してやや少ない傾向にあります。

③施策の展開

- 地産地消の拡大に関する取組を支援します。
- 域内流通・消費の拡大を図るために、直売所などの施設を整備します。
- 生産者と消費者がコミュニケーションを図り、互いに顔の見える流通形態を確立できるよう朝市や交流施設の維持、運営を支援します。
- 農産物や加工品の消費・販路の拡大を推進します。
- 生産者が安定した農業経営を行えるよう、契約栽培を推進するとともに、外食産業、食品関連産業及び流通産業へアプローチし、販路を拡大します。

④関連事業

- (仮称) 美里町産業活性化拠点施設の整備
- 美里町産業活性化拠点施設の運営組織に対する支援
- 農産物直売所の運営支援
- 契約栽培の促進 (再掲)
- 地産地消及び域内流通の充実強化
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援 (再掲)
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援 (再掲)
- (仮称) 美里クオリティー認証制度の設定 (再掲)

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

地域経済の持続的な発展と好循環の実現を図るためには、地域における産業経済基盤の刷新が必要です。ヒトの流れやモノの流れを変え、生産、流通、販売の流れに変化を生む新たな仕組みづくりが必要であることから、(仮称)美里町産業活性化拠点施設の整備を指標としました。

指標) (仮称) 美里町産業活性化拠点施設の整備

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 26

《農村機能及び生産基盤の維持》

①施策の目的

- 良好な農村環境を維持します。

②現状と課題

- 適切な農業生産活動は、水田における水質浄化、多様な生物の保全、自然環境や緑豊かな景観の維持、大気の浄化、やすらぎのある緑景観の提供(グリーン・セラピー)等、多面的な機能があります。
- 農村における様々な交流は、単に経済交流といった視点ではなく、定住や移住の契機としても、豊かな農村空間の創造が求められます。
- 農業の持続的な発展を支えるためには、農地や農業用施設の災害をできる限り防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る必要があります。
- 県内の農業水利施設は、その過半が標準耐用年数を超過しており、今後も老朽化施設は確実に増加していく傾向にあります。

- 老朽化の進む既存の農業水利施設について、適時適切な予防保全対策を実施し、施設の長寿命化が求められます。
- 農業水利施設以外の土地改良施設、特に農道橋のような重要構造物については、施設管理者との連携を図りトータルコストの低減を踏まえた施設の長寿命化対策を検討する必要があります。
- 農村では、過疎化や高齢化、特に農業従事者の高齢化や非農家との混住化の進行により、営農をはじめ様々な営みを行う人手が不足しています。
- 農村集落においては、高齢化と人口減少、若年層の流出等により、集落機能の低下が進行しています。
- 国・県・市町村・土地改良区、更にはNPOや民間企業など、多様な主体が意識や思いを共有し、連携してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

③施策の展開

- 農村の地域資源の維持・保全が行われるとともに、生活環境などが整備され、快適で過ごしやすい農村空間の創造に努めます。
- 生産性の向上、良質で安全な食料が合理的な価格で安定的に供給されるよう、生産基盤である農地や農業用施設の整備等を環境との調和に配慮して計画的に進めます。
- 農業水利施設の保全管理と適切な更新整備等のストックマネジメントを推進し、既存施設の有効活用と長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。
- 農村の過疎化、高齢化等を背景とする集落機能の低下防止と維持回復を図るため、活動団体の育成及び確保を図るとともに、活動に対する安定的な支援を行います。

④関連事業

- 農村環境の保全管理
- 水田の大区画化及び汎用化の推進
- 農村関連施設の維持管理
- 農業用水利施設ストックマネジメントの推進

- 農業用施設の整備及び維持管理
- 森林（松林など）の適正管理

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

農業生産基盤を適切に管理していくためには、集落機能の維持向上を図るとともに、地域ぐるみで保全管理に取り組むことが重要であることから、活動組織数を維持していくこととし、多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織数を指標としました。

指標) 多面的機能支払交付金事業に取り組む活動組織数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 2 7

《工業を振興するための対策》

①施策の目的

- 事業者が安心して経営できるよう支援します。

②現状と課題

- 2002年以降の景気回復期には、デジタル家電関係などの工場の大型投資が相次ぎ、地方自治体間の誘致合戦も過熱を帯びました。
- 需要回復の兆しがある中で、人口減少及び少子高齢化を背景に人材確保に対する懸念が広まりつつあります。
- 円高が是正される方向に進む一方で、円安や原材料価格の上昇に対する懸念が幅広い業種で広がっています。
- 工場立地について、立地件数が大きな伸びを示しているものの、太陽光発電を目的とした電気業を除くと世界同時不況後は低水準のまま推移しています。
- 本町における製造業の製造品出荷額等は、これまで240億円前後で推移してきましたが、近年、順調な伸びを示し、直近の調査では、2年連続で300億円を上回りました。
- 地域産業の中核である農業者と中小企業者が、業種の枠を越えて、技術、ノウハウ、人材を有機的に連携させることが必要です。
- 国及び県並びに関係機関が実施する支援策を活用している企業は一部にとどまっていることから、支援制度を効果的に活用することが必要です。
- 経営者の高齢化や労働力不足が進むとともに、一部では、事業革新を推し進める力が脆弱になっています。
- 東日本大震災は、広域にわたって甚大な被害をもたらすと同時に、サプライチェーンの寸断により、遠く離れた工場の生産ラインをストップさせるという事態を引き起こしました。

- 東日本大震災復興特別区域法、企業立地促進法等による優遇制度の周知及び制度活用による投資促進が求められます。また、地域再生法が改正され、東京23区に本社がある法人が本社機能を地方に移転した場合等に優遇措置が講じられることとなりました。

➤

③施策の展開

- 企業ニーズ及び動向を把握し、様々な支援機関、支援策等とのマッチングを図ります。
- ものづくり企業の技術力、経営力の強化を図るため、技術開発や新商品開発への取組などを支援します。
- 新分野への進出、新製品開発及び経営革新など、産学官連携による取組を支援します。
- 地域再生法に伴い、新たに（仮称）地方拠点強化に関する地方再生計画の策定を推進します。
- ベンチャービジネス、農商工連携など、新たな事業へのチャレンジを支援するとともに、遠田商工会との連携を強化し、企業間の交流・連携を促進します。

④関連事業

- ビジネスマッチングへの支援
- 小規模事業者の持続化支援
- 中小企業振興資金融資保証などによるセーフティネットの確保
- 奨励金及び課税免除制度による新規立地及び既存企業への設備投資を支援
- 工場敷地に係る緑地面積率の緩和による設備投資を支援
- 産学共同開発などへの支援
- （仮称）地方拠点強化に関する地方再生計画の策定
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定
- 起業、第二創業へのチャレンジ支援
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- 遠田商工会の組織強化及び安定的な運営の支援

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

関係機関や各種支援事業等とのマッチングを図るため、相談窓口を設置（町及び遠田商工会等）し、設備投資を希望する企業や創業を計画する事業者の相談件数を指標としました。

指標) ワンストップ相談窓口による相談件数（単位：件）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

政策 13 商業・サービス業の振興

施策 28

《商業・サービス業を振興させるための対策》

①施策の目的

- 地域全体で誘客できるまちをつくります。

②現状と課題

- 本町及び近隣の地区型商圏の状況については、平成11年調査においては、小牛田、涌谷及び旧鹿島台の商圏が形成されていたものの、平成14年調査では、小牛田商圏及び涌谷商圏が減少、平成17年調査では、旧鹿島台商圏も減少しています。
- 小牛田地域においては、青葉商圏、泉商圏の3次商圏として旧古川商圏の1次商圏として、さらに、石巻商圏の3次商圏の範囲となっています。
- 南郷地域においては、旧石巻商圏の1次商圏の範囲に含まれています。
- 消費購買の動向を見ると、町内での最寄品の購買割合は65.6%となっています。
- 商店街空き店舗の実態調査で、平成14年調査と平成22年調査の比較では、旧小牛田町で61店舗が減少、旧南郷町では4店舗が減少し、町全体で65店舗が減少しています。
- 平成24年の経済センサスにおいて、事業所数で915事業所、従業員数は7,469人となりました。
- 規模別の事業者数の事業所数を見ると4人以下の事業所が58.7%を占め、9人以下の事業所を含めると、全体の78.6%に達します。
- 遠田商工会は、小牛田事業所、南郷事業所及び涌谷事業所を配し、経営指導及び各種融資相談をはじめ、記帳、税務、労務、各種研修会など、地域に密着した中小規模の事業所支援を行っています。
- 遠田商工会の美里町所在の会員数（加入事業所数）は、平成27年4月現在で476事業所となっています。また、そのうち、5人以下の事業所数

は383事業所で、全体の約8割を占めています。

- 中小企業庁実施の商店街実態調査による商店街が抱える大きな問題は、「経営者の高齢化等による経営難問題」、「集客力が高い・話題性のある店舗などの業種が少ない又は無い」、「店舗等の老朽化」が上位を占めています。
- 繁栄していると回答した商店街が取り組む事業では、「祭り・イベント」、「環境美化、エコ活動」、「防災・防犯」、「共同宣伝・PR（マップ・チラシ等）」が上位を占めています。
- 「繁栄している」と回答した商店街では、「勉強会・学習会」、「環境美化、エコ活動」、「防災・防犯」の取組みが行われています。また、「防犯設備（カメラ等）の設置」、「街路灯の設置（LED化を含む。）」、「カラー舗装など」、「案内板、統一看板」などにも取り組んでいます。
- スマートフォンやSNSの広がりによって、マーケティングコミュニケーションにおける口コミの影響が、かつてないほど大きくなっています。

③施策の展開

- 新たな事業へのチャレンジなど、起業及び第二創業を促進します。
- 遠田商工会の組織及び事業者間のネットワーク強化を促進するとともに、事業所固有のビジョンづくりなど、事業者の状況に応じた支援を推進します。
- 高齢化の進行、単身世帯の増加及び生活様式の多様化など、新たな需要を想定した新規サービスの展開を支援します。
- 高齢化による後継者問題、魅力ある店舗、集客力の高い店舗の創出など、商店街の共通課題に対応するため、まちなか交流スペースの設置など、商店街における空き店舗の活用とともに、魅力ある店舗創出を促進します。

④関連事業

- まちなかにぎわい創出への支援
- 小規模事業者の持続化支援（再掲）
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- 中小企業振興資金融資保証などによるセーフティーネットの確保（再掲）

- 起業、第二創業へのチャレンジ支援（再掲）
- 経営ビジョン作成、需要開拓など、コーディネーター設置による伴走型支援
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援（再掲）
- 遠田商工会の組織強化及び安定的な運営の支援（再掲）
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

新規事業への取組や企業支援の窓口対応のほか、小規模事業者の支援とネットワークの形成には商工会組織の強化が必要であることから、遠田商工会加入会員数を指標としました。

指標) 遠田商工会加入会員数（小牛田・南郷地域）（単位：事業所）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 29

《物産・観光を振興するための対策》

①施策の目的

- 観光できる環境整備に努めます。

②現状と課題

- 本町では、生き生き田園フェスティバル、えきフェス MISATO、バラフェスティバル、産業まつり、食ってみら in 美里など、関係機関と連携し、

多くのイベントを実施しています。

- 町のイベントは、集客数の変動が見られますが、全体的に減少する傾向にあります。
- 美里町物産観光協会の設立、運営、更には法人化を支援するとともに、首都圏でのイベント開催などを通じ、物産のPR活動及び販路の開拓を実施しています。
- 観光関係者が中心となり福島県会津美里町との交流を深め、広域的な観光PRを実施しています。
- 基幹産業である農業と連携した観光需要の掘り起こしが必要です。
- 農村ワーキングホリデーやカントリーウォーク等の農村と都市部との新たな交流スタイルを模索していく必要があります。
- 観光農園を例にとると、東北地方、特に宮城県においては年間売上金額が低い傾向にあります。これは、対象者が首都圏の観光客であることから、交通費や体験料の価格設定が要因となり、集客に結びつかない点があげられます。
- 他の地域と連携を図りながら、一方では本町の独自性の発揮と差別化を図る必要があります。

③施策の展開

- イベント間の連携を図り、観光イベントとして事業を見直し、町の魅力を地域内外へ発信します。
- 美里町物産観光協会と連携し、首都圏などでの美里町の物産品のPR活動を行います。
- 福島県会津美里町など他の地域と連携し広域的なPR活動を行い、流通チャンネル及び販路を拡大します。
- 商品開発のための生産者、加工者、販売者等の円滑な連携を推進します。
- 認証制度の導入により美里ブランドを確立し、地域内での付加価値創出及び他の地域との差別化による市場競争力の強化を図ります。
- 町内の農業者、企業等と連携し、体験学習型の観光事業を推進し、新たな需要創出と事業展開を図ります。
- 観光イベントや地域の特産品を発信していく場として、(仮称)美里町産

業活性化拠点施設の整備を推進します。

④関連事業

- 各種観光イベントの支援
- 物産・観光組織の強化
- 新商品開発やテストマーケティング、プロモーション等への支援（再掲）
- 6次産業化や農商工連携に向けた取組を支援（再掲）
- （仮称）美里クオリティー認証制度の設定（再掲）
- 交流施設の管理運営及び農村の魅力を生かした新たな交流事業の展開
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

観光産業は裾野が広い産業とされています。観光客等の増加は地域経済への波及効果が大きいため、観光客入込客数の増加を指標としました。

指標）観光客年間入込数（単位：人）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 3 0

《安定した雇用を確保するための対策》

①施策の目的

- 働く場所を増やします。

②現状と課題

- 通勤可能な場所に雇用機会がない場合には、労働力を携え別の地域に移動する労働移動が発生します。また、多くの場合、特定の通勤圏の中に居住空間を定め、しだいに生活圏に対する帰属意識や愛着を持つようになると言われています。
- 本町従業者の従業先は、直近の調査結果では、町内での就業が 43.9%、大崎市が 24.7%、仙台市が 10.6% となり、この 3 つの地域での就業が全体の約 8 割を占めています。
- 本町従業者の町内での就業の経過を見ると、1990 年では 59.2% を占めていましたが、年々減少し、2010 年の調査では 43.9% になっています。
- 東日本大震災後、県内の有効求人倍率は 1.0 を上回る高い水準で推移しています。
- 産業別の就業人口では、昭和 60 年の調査と平成 22 年の調査を比較すると、第 1 次産業への従事者が 25.6% から 12.4%、第 2 次産業が 27.0% から 25.4%、第 3 次産業が 47.4% から 62.2% となっています。
- 宮城県の工場立地件数は、東日本大震災後大きな伸びを示していますが、敷地規模別の立地件数を見ると 5 千㎡以上の立地件数は、23 件となっています。

- 正規・非正規の所得格差やM字カーブに象徴される出産、育児後の就業機会の確保や高齢化社会における生涯現役で過ごせる雇用環境が求められます。

③施策の展開

- 域外需要の獲得及び域内需要の拡大により、地域経済の好循環を促進します。
- 各産業分野の連携を促進するとともに、地域経済の循環性を高めます。
- 関係機関と連携を図りながら、雇用情報を定期的かつ効果的に収集し、広く周知活動を展開します。
- 有効求人倍率や新規学卒者の就職内定率等の状況に応じ、緊急的な雇用対策を適時適切に講じます。
- 新規の企業立地を推進し、新たな雇用機会の創出に努めます。
- 子育て世代や高齢者など、多様な就業機会の確保に努めるとともに、起業、第二創業の取組を支援します。

④関連事業

- 起業、第二創業などへのチャレンジ支援（再掲）
- 農業のチャレンジ支援（再掲）
- 企業誘致の推進
- シルバー人材センターへの支援
- （仮称）美里町創業支援事業計画の策定（再掲）
- （仮称）美里町産業活性化拠点施設の整備（再掲）

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

新規企業の立地や既存企業の設備投資は、雇用の創出につながることから、雇用奨励金対象者数の増加を指標としました。

指標) 雇用促進奨励金(企業立地奨励金)の対象者数(累積人数)(単位:人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

第4章 暮らしやすさを実感できるまちづくり

基本方針

美しく恵まれた自然環境の中で、安心して安全に快適に生活できる“暮らしやすさを実感できるまちづくり”を目指します。また、町民の“声”を大事に、まちづくりを進めていきます。

生活基盤の確立

公園は、子どもたちの遊びの場であり、町民の憩いの場であることから今後も引き続きしっかりと管理していきます。また、住民バスの運行については、利用者の要望、意見等を取り入れ、利便性の向上を図っていきます。

生活安全の確立

平成23年3月に発生した東日本大震災時の福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を風化させることなく次代に引き継ぎ、美里町地域防災計画に基づいて災害に強いまちづくりを今後とも進めていきます。また、東北電力株式会社女川原子力発電所における災害対策については、国及び宮城県とともに迅速かつ実効性のある防護措置が実施できるよう努めていきます。

環境・景観の保全・創造

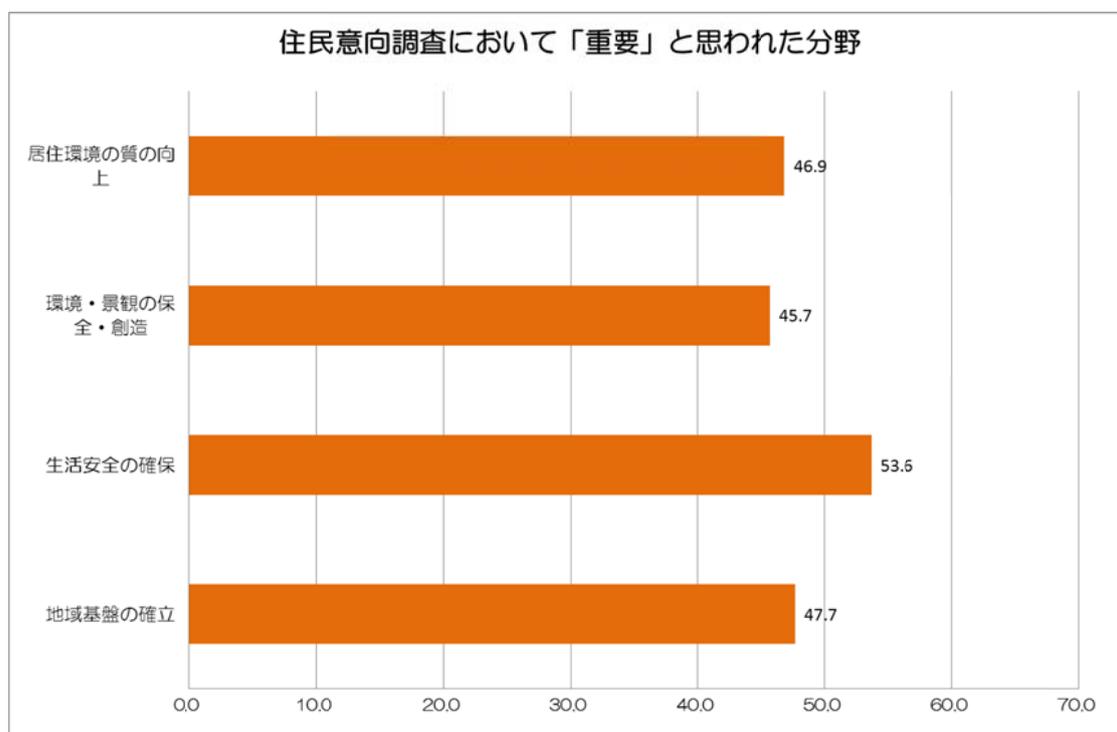
住民の暮らしの中で発生する公衆衛生問題について、早期にその解決に取り組めます。また、町民による環境美化運動を今後とも推進し、自然環境の維持・保全、自然景観の形成に努めるなど、“美しい里 美里町”をつくる取組を進めていきます。

居住環境の質の向上

若者向け賃貸住宅の整備など若い世代の定住化につながる住環境の整備を進めていきます。また、下水道施設の未整備地区については、平成27年度に策定した下水道基本構想に基づき、早期完成に向けて整備を進めていきます。さらには、水道事業においては老朽管の更新工事に継続して取り組むとともに、

有収率の早期改善を図ります。

第4章 暮らしやすさを実感できるまちづくり	
政策15 地域基盤の確立	
施策31 安全・安心な生活環境基盤の整備	
施策32 公共交通網を確立するための対策	
政策16 生活安全の確保	
施策33 安全、安心な防災・消防・救急体制を確立するための対策	
施策34 安全、安心な交通環境、防犯体制を確立するための対策	
政策17 環境・景観の保全・創造	
施策35 生活環境の保全と公衆衛生対策	
政策18 居住環境の質の向上	
施策36 水道水を安定して供給するための対策	
施策37 下水道を普及推進するための対策	



施策 3 1

《安全、安心な生活環境基盤の整備》

①施策の目的

- 快適な生活環境を整備します。

②現状と課題

- 公共交通網の乏しい地方においては車に依存し、そのため、道路整備は行政の重要な役割の一つです。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の通行の安全確保が必要です。
- 排水不良箇所、特に住宅地における対策は重要です。
- 小牛田駅東地区における人口増加は顕著で、小牛田駅利用者に対する配慮も重要になっています。
- 公園の利用率が低下していることから、今後は利用される公園としての管理が課題です。
- 町営住宅は、老朽化しているものの現在の入居者が安心して暮らすために、適切に維持管理することが必要です。
- 少子高齢化、人口減少社会の進展に伴い、町全体で土地の利活用を図っていかねばなりません。
- 地域等から寄せられる多様な要望等への対応が課題です。
- 限られた財源を有効に活用するため、維持管理の効率的な実施が必要です。

③施策の展開

- 生活に欠かせない道路・橋を適正に維持管理します。
- 住民の生活に合わせた道路等を作ります。
- 子ども、高齢者等の交通弱者の安全対策を進めます。
- 排水計画等に基づき、関係機関と連携し、住宅地等の排水不良箇所等を解消します。
- 小牛田駅東西自由通路の利用を確保します。

- 公園の利用実態を調査し、統廃合等の検討を進め、利用される公園整備を進めます。
- 町営住宅を維持管理します。
- 災害に強い住宅を増やし、住民の生活を守ります。
- 行政区長等と連携し、地域の実情を把握しながら課題解決に向けた取組を進めます。
- 要望等に対する基本方針を定め、解決に向けた取組を進めます。
- 現在行っている管理の継続的な検証、改善を進めます。

④関連事業

- 適正な道路・橋の維持管理
- 道路・橋の新設及び改良
- 排水路の維持管理
- 排水不良箇所の解消
- 小牛田駅東西自由通路の施設管理
- 公園施設の維持管理
- 町営住宅の維持管理
- 災害に強い住宅改修に関する支援

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

住民生活における安定した生活環境を整備し、生活環境基盤を整備します。この整備に当たり地域の満足度として地域の実情に精通している行政区長等を対象に意向調査を実施し、その満足度の向上を指標としました。

指標) 生活環境基盤に対する地域の満足度

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
—	—	—	基準値 設定	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑	基準値 ↑

施策 3 2

《公共交通網を確立するための対策》

① 施策の目的

- 誰でも遠くに外出できる環境をつくります。

② 現状と課題

- J R 小牛田駅及び鹿島台駅からの鉄道利用は、住民の重要な交通手段の一つです。
- J R 小牛田駅の乗降者数が増加していることから、快適な駅利用につながる取組が必要です。
- 本町の住民バス事業は、鹿島台から南郷、小牛田、古川間を結ぶ美里線と、町内を循環する 4 路線をバス運行事業者に委託し、実施しています。
- 南郷地域では、利用区域を限定したデマンドタクシーを運行しています。
- 住民バスは、利用者の要望及び意見を集約し、利便性のある路線及びダイヤの編成に努めることが重要であり、効率的な事業運営が求められます。
- J R 東北本線、陸羽東線及び石巻線の利便性向上のための対策を、県及び関係自治体、J R と連携しながら、引き続き実施していく必要があります。
- 広域的な公共交通対策について検討していく必要があります。

③ 施策の展開

- 鉄道利用者の利便性を図るため、J R 小牛田駅東駐車場及び駐輪場を整備します。
- 住民バス事業について、乗降調査等を実施し、利便性、効率性、地域事情等に配慮した路線及びダイヤの編成に努めます。
- 各種交通を段階的に構成し、美里町全体を捉えた交通体系を整備します。
- 鉄道交通については、県及び関係市町村と連携し、利用者の意向を反映した増便、車両の増設等を継続して J R に要望します。
- 大崎市をはじめ関係市町、民間バス事業者等と連携した広域的な公共交通対策を検討します。

④ 関連事業

- 鉄道利用者に対する駐輪場及び駐車場の提供
- 住民バス及びデマンドタクシーの運行
- JRへの各種要望活動

⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

住民バス利用者の利便性、効率性、地域事情に配慮した路線及びダイヤの編成を図るため、利用者の満足度を指標としました。

指標) 住民バス利用者の満足度 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
82.2	72.4						

住民バスの住民生活への関わりについて、その乗降者数を指標としました。

指標) 住民バス利用者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 33

《安全、安心な防災・消防・救急体制を 確立するための対策》

① 施策の目的

- 災害から「命」を守ります。

② 現状と課題

- 地域の消防組織の根幹となる消防団への加入推進が困難な状況であり、消防団員の高齢化がますます懸念されます。
- 安全で安心な防災・減災体制を確立するためには、地域防災力の向上が不可欠です。
- 本町は、江合川・鳴瀬川の両河川が氾濫すると、小牛田地域の一部を除く町内のほとんどが浸水する危険性があります。
- 水防対策については、堤防の強化と避難所の選定見直し、近年多発する局所集中型豪雨に対し、内水氾濫に備えるための排水強化等の取組が必要です。
- 自主防災組織の活動が十分でない組織もあることから、活動促進を図ることが必要です。
- 災害対策本部と自主防災組織が十分にその役割を果たせるよう、連携強化が必要です。
- 町内全戸での自主的備蓄及び自主防災組織による備蓄、また、企業による備蓄、流通業者による備蓄等について、啓発と普及が必要です。
- 東日本大震災では、停電の長期化等によりライフラインが機能停止となりました、さらには食料及び非常時物品の備蓄が不足するなど、対策が十分でなかったことが明らかになりました。
- 非常時の電源の確保に向けた対策が強く求められています。
- 災害時の重要な通信機能である防災行政無線については、長期の停電対策

とともに難聴地域の解消が急務となっています。

- 大規模災害の発生により、水道、下水道、電気、ガス、通信等のライフラインが大きな損傷を受けた場合、避難や救出・救護活動を実施する上で大きな支障となります。
- ライフラインへの被害は、住民生活や経済活動など、早期に日常を取り戻す際の大きな足かせとなります。
- 本町では、美里町地域防災計画を平成19年度に策定し、ライフラインについても関係機関と連携し、被害軽減のための諸施策を実施してきました。
- 食品や飲料等をはじめとする備蓄については、内容及び数量の拡大が急務となっています。
- 備蓄品購入に要する費用や備蓄倉庫等の保管スペース、消費期限等の制約から、行政だけで全町民分の備蓄を担うことは困難です。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴って、半減期が長い放射性物質が放出・拡散したことにより、長期間にわたる監視体制が不可欠です。
- 東北電力女川原子力発電所の事故発生時における対応策も想定していかねばなりません。
- 原子力安全委員会において「防災対策を重点的に充実すべき地域」の見直しを検討され、本町は東北電力女川原子力発電所から30km圏内に入り、「緊急時防護措置を準備する区域」として位置づけられました。

③ 施策の展開

- 大崎地域広域行政事務組合を構成する他の1市3町との連携を強化しながら常備消防と救急搬送体制を強化します。
- 地域の消防団組織である美里町消防団の安定的な団員確保と組織強化を図ります。
- 消防施設は、常に万全に使用できる備えをします。
- 水害予防対策として、必要な河川改修工事や維持管理の充実を促進します。
- 大規模災害時の避難所運営、自主防災組織間の救助等の相互協力等、安定した共助を実現するために自主防災組織の連携を推進していきます。
- 災害備蓄倉庫の増設と災害備蓄品の拡充、自主防災組織による備蓄品の量的拡大と併せ、町内全戸に対し、備蓄の普及・推進を図ります。

- 防災行政無線を含めた情報発信及び情報伝達機能の強化を図ります。
- 非常時の電源の確保に向けた対策を実施するとともに、自然エネルギーを活用した電力自給の強化拡充を図ります。
- 美里町地域防災計画については、東日本大震災により明らかとなった課題を踏まえるとともに、東北電力女川原子力発電所に係る緊急時防護措置への対応を含めた計画の見直しを図ります。
- 放射能対策については、監視体制を確立し、長期間にわたり監視を継続します。

④ 関連事業

- 大崎圏での広域的な消防組織の組織・運営
- 町内の消防団の組織強化・演習実施
- 消防団協力事業所表示制度の有効運用及び新たな消防団員確保対策の導入
- セーフティタワーの維持管理
- 消防施設の維持管理
- 消火作業の施設の維持管理
- 水害に対する未然の備え
- 総合防災訓練の実施
- 地震、風水害、原子力災害等に対応した防災訓練の強化
- 電力会社に対する非常時体制強化の要請
- (仮称) 自主防災組織連合会の設立等による自主防災組織の連携への支援
- 自主防災組織の食料備蓄強化、各世帯での最低3日分の食料の備蓄に対する普及・推進
- 自主防災組織、事業所、各世帯における蓄電器や非常用電源確保の啓発
- 火災時の水槽車を兼ねる給水車の導入検討
- 防災行政無線の確実な運用
- 防災行政無線施設の難聴地域の解消に向けた整備
- 戸別受信機設置の補助、防災ラジオのあっせんなどによる情報伝達方法の強化
- 非常時の情報伝達と周知のための通信手段の確保

- 指定避難所と災害対策本部の情報連絡員等の設置検討
- 防災施設の確実な維持管理
- 災害備蓄倉庫の整備と災害備蓄品の備蓄
- 再生可能エネルギーの積極的な活用
- 防災拠点施設等への太陽光発電設備及び蓄電設備を導入・拡充
- 予備電源の増設及び非常用発電設備の追加等
- 美里町地域防災計画の見直し
- 空間放射線量を監視・把握するためにモニタリングポスト等の設置
- 放射能測定検査体制の整備及び維持
- 気象観測装置の導入検討
- 県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

東日本大震災を経験し、非常時の電源確保及び通信手段の重要性が高まったことから、防災関連施設における非常用電源及び通信手段の維持を指標としました。

指標) 非常用電源の確保率 (防災用発電機の配備) (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
100	100	100	100	100	100	100	100

指標) 非常時の通信手段の確保率 (移動系防災行政無線の設置) (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
100	100	100	100	100	100	100	100

災害時の共助の重要性から、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の組織率の向上を指標としました。

指標) 自主防災組織の組織率 (自主防災組織設置行政区) (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
96.9	100	100	100	100	100	100	100

大規模災害時における自主防災組織間の相互協力、避難所共同運営等の共助拡大に向けた(仮称)自主防災組織連合会の設立数の拡充を指標としました。

指標) 仮称自主防災組織連合会加入率(加入行政区数/全行政区数)(単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
0	12.3	25.0	40.0	60.0	80.0	100	100

施策 3 4

《安全、安心な交通環境、防犯体制 を確立するための対策》

① 施策の目的

- 交通事故及び犯罪から住民を守ります。

② 現状と課題

- 本町では、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊を組織して交通安全対策に取り組んでいます。
- 防犯対策については防犯協会、防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と地域住民が連携して、住民の自主的な活動を展開しています。

- 各関係団体、地域住民の協力を得ながら、町民の安心、安全まちづくりの推進を図っていく必要があります。
- 交通安全指導員や防犯実働隊員をはじめとして、会員の高齢化や組織する会員の減少が課題となっています。
- 会員の補充や後継者の育成が求められるとともに、一部に負担がかかりすぎないように活動内容の見直しについても検討していく必要があります。
- 交通安全・防犯施設については、周辺状況の変化や破損等により随時、整備・更新が必要となっています。

③ 施策の展開

- 交通安全協会、交通安全母の会、交通安全指導隊等、その他の関係団体が一体となり、交通安全運動等の啓発活動や街頭指導を実施します。
- 交通安全・防犯施設は計画的な施設整備を行い、道路交通環境、犯罪防止に配慮した生活環境の整備に努めます。
- 防犯協会及び防犯実働隊をはじめ、PTA、老人クラブなどの関係団体と連携して、登下校時の児童・生徒の見守り、防犯パトロールなどの地域安全運動等を行います。
- 子どもと高齢者を交通事故から守るために、交通安全教室を定期的を開催します。
- 各関係団体に対し、活動、組織育成、会員の意識向上に向けた支援を行います。
- 関係団体と地域住民が、それぞれの役割に応じた活動を自主的に行える環境及びネットワークづくりを進めます。また、より効果的、効率的な活動が行えるよう定期的な協議の機会を設けます。

④ 関連事業

- 交通安全指導隊及び防犯実働隊の設置
- カーブミラー、防犯灯など交通安全・防犯施設の管理
- 交通安全及び防犯関係イベントの開催
- 交通安全及び防犯関連団体との連携
- 防犯灯の整備及び管理

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

犯罪を未然に防止し、安心して暮らせる安全なまちを実現するために、不審者の事案発生件数を指標としました（不審者の事案：声掛け事案、特異事案）。

指標）不審者事案発生件数（単位：件）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2	7	0	0	0	0	0	0

✓ 指標の考え方

交通安全、防犯の活動の活性化を目指すため新たな会員、後継者の数を指標としました。

指標）交通安全指導隊への新たな加入者数（単位：人）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

指標）防犯実働隊への新たな加入者数（単位：人）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 35

《生活環境の保全と公衆衛生対策》

① 施策の目的

- まちをきれいにします。

② 現状と課題

- 地域内にごみがない、きれいな「まち」をつくり、町民が快適に暮らすことができる環境は、誰にとっても良いものです。
- 不法投棄は、依然、後を絶ちませんが、地区衛生組合及び取締機関との連携により巡回パトロールを実施し、不法投棄防止を図っています。
- 適切にごみ処理業務が求められている中、震災以降未だに潜在的なごみの排出量が増加傾向にあります。
- ごみの発生量を抑制する取組を強化し、減量化を一層進めていくことが必要です。
- 温暖化対策に向けた様々な取組を行うとともに、再生可能エネルギー等に学習を進める必要があります。
- 放射性を帯びる廃棄物等について、今後も引き続き監視及び除去が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家等は、防災、衛生等の面で住民の生活環境に悪影響を及ぼすことから、必要に応じて助言、指導等を行うことが求められます。
- 下水道等の区域外において、浄化槽の設置を行い、水質保全を図る必要があります。
- 老朽化による斎場の建替えについて検討が必要です。
- 町営共葬墓地の自主的な管理を促進するため、管理組合の設立が求められています。
- 狂犬病予防、飼い主のペットに関するマナー及び動物愛護の啓発を行います。

③ 施策の展開

- 町内の美化環境を守ります。
- 環境美化に尽力する関係団体を支援します。
- ごみの減量化及び4 R(*●)推進を進めます。
- 温暖化対策及び環境教育に努めます。
- 放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理します。
- 増加する空き家等の適切な管理を促します。
- 浄化槽を設置する世帯へ補助を行います。
- 墓地を適切に維持管理していきます。

④ 関連事業

- 町内の一斉清掃の実施
- 各地域内のごみ集積所の管理
- 不法投棄物の監視パトロールの実施
- 公衆衛生連合会の活動支援
- 地区衛生組合の協力によるリサイクルの推進
- 温暖化対策
- 放射性物質に関連する廃棄物への監視
- 斎場の管理運営
- 空き家等の調査並びに所有者に対する助言及び指導
- 浄化槽の設置に対する補助
- 共葬墓地の維持管理
- 大崎地域広域事務組合で行う墓地管理、廃棄物処理等への負担

⑤ 施策の指標

✓ 指標の考え方

平成26年度の家庭ごみの排出量は6,249.97トンで、町民1人当たりの排出量は約247.7kgでした。これからも燃やせる家庭ごみの排出の減少策は必要なことから、町民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量を指標としました。

指標) 町民1人当たりの燃やせる家庭ごみ量 (キログラム)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
248.7	247.7	245.2	242.7	240.2	237.8	235.4	233.0

✓ 指標の考え方

防災、衛生等の面で住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家等の管理について、今後も取組を行う必要があることから、空き家等への指導に対する改善策の実施状況を指標としました。

指標) 空き家等への指導に対する改善策の実施状況 (単位: %)

*改善件数/把握件数

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 36

《水道水を安定して供給するための対策》

① 施策の目的

- 水道水を安定して供給します。

② 現状と課題

- 浄水場運転管理業務、開閉栓業務や、メーター交換業務を包括し、業務の効率化及びコストの縮減を図らなければなりません。
- 有収率の向上に努めます。
- 水道料金の見直しを含め、財政計画を策定することが必要です。
- 安定した水道水の供給につながる石綿セメント管の更新が必要です。
- 緊急時における浄水場運転の電源確保のための非常用発電機を完備し、緊急時の際に備えています。
- 配水池の耐震化、緊急時の配水確保のため緊急遮断弁の設置について、国の補助金等を活用しながら整備していきます。
-

③ 施策の展開

- 水道事業財政計画を策定します。
- 石綿セメント管の更新を行います。
- 配水池の機能強化を図り、安定した水道水の供給に努めます。

④ 関連事業

- 水道事業財政計画の策定
- 石綿セメント管更新事業の継続実施
- 水道施設の維持管理及び計画的な設備更新
- 災害時における行動計画の整備

⑤ 施策の指標

- 石綿セメント管の更新を行うことで、安定した水道水の供給を行えることから、石綿セメント管の更新の割合を指標としました。

(指標) 石綿セメント管の更新の割合 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
84.84	86.63	87.0	89.0	91.0	93.0	94.0	96.0

施策 3 7

《下水道を普及推進するための対策》

① 施策の目的

- 衛生環境の向上を図ります。

② 現状と課題

- 平成26年度末時点で、本町の人口の64%が水洗化済みであり、さらなる普及促進に努めなければなりません。
- 施設の老朽化が進み、施設改修費等が今後増加する見通しです。
- 下水道施設の長寿命化は、効率的な管理・運営の点から見て必要です。国庫補助金の減少を含め財源が不足しているため、建設事業が計画どおり進まない状況です。

③ 施策の展開

- より多くの町民が水洗化できるよう、水洗化工事への補助を行います(下水道への接続及び浄化槽の設置)。
- 雨水処理施設を適正に維持管理します。
- 工場等の特定施設等から排除される汚水の水質検査を行います。
- 下水道施設における汚水処理を適正に行います。

- 長寿命化計画等を策定し、施設の効率的かつ適正な管理を行います。
- 建設事業費及び維持管理費等の各種コストの縮減を進め、効率的な経営に努めます。
- 経営戦略を策定し、健全な経営に努めます。
- 国が求める今後10年間の下水道施設概成に向け、下水道基本構想を作成します。

④関連事業

- 水洗化の普及
- 雨水施設の維持管理
- 特定施設等から排除される汚水の水質規制
- 汚水処理施設の維持管理
- 公共下水道の新設

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

汚水が衛生的に処理され、衛生環境の整った地域を拡充するため、汚水衛生処理率を指標としました。

指標) 汚水衛生処理率 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
61.5	64.0	64.5	66.0	67.6	69.2	70.9	72.5

★汚水衛生処理率とは、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント及び合併処理浄化槽を利用している人口を、町の人口で除して算定した、汚水が衛生的に処理されている人口の割合です。

第5章 自立をめざすまちづくり

基本方針

“最少の経費で最大の効果をあげる”という行政運営の原点に立ち返り、家庭、地域、学校、企業、団体、行政機関などがつながりを深め、互いに協力し合い、身の丈にあった財政運営と行政サービスの質の向上を図りながら、「住み慣れたところに住み続けたい」という愛着の持てる美里町をつくります。

定住化の促進

若い世代の転出を抑制し、また、一度転出した若い世代が後に美里町に戻ってくるようなまちづくりを進めます。そのために、若い世代を対象にした住環境の整備、起業家支援、企業誘致による雇用の拡大、子育て環境・教育環境の整備などに取り組んでいきます。

住民活動の促進

地域課題に住民が主体となって取り組むまちづくりを進めていきます。また、ボランティア団体、NPOをはじめとする多様な団体の活動を支援していきます。

交流の促進

多くの国々及び地域との交流から、多くの人たちが行き交うまちづくりを進めます。そのことから、活気にあふれた美里町をつくとともに、感性豊かな人材の育成を図ります。

平和行政の推進

町民一人ひとりが国際社会に目を向けて、日々の暮らしの中で平和を尊び、戦争のない平和な社会を築いていきます。

男女共同参画社会の推進

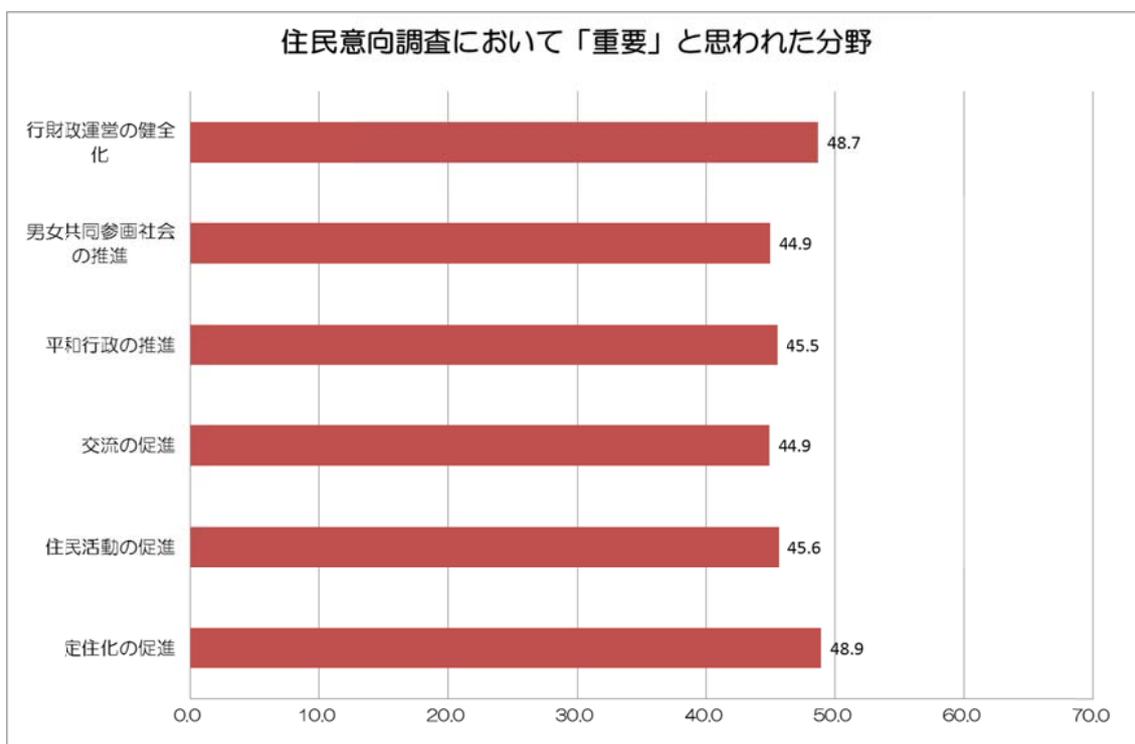
社会のあらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重しつつ役割も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現します。

健全な行財政運営

「美里町職員のためのコンプライアンスガイドライン」を遵守するとともに、

職員の意識改革、職員の人事評価、組織体制の不断の見直し、住民参画の推進、外部人材の導入など、継続して行政改革に取り組みます。また、財政運営においては、健全な運営の観点から歳出の削減を行うとともに外部人材による財政運営診断を受け、将来も安心して暮らせる持続可能な自治体経営を行います。

第5章 自立をめざすまちづくり	
政策19	定住化の促進
施策38	定住化を促進するための対策
政策20	住民活動の促進
施策39	地域における住民活動を活性化させるための対策
政策21	交流の促進
施策40	国際交流を促進するための対策
施策41	地域間交流を推進するための対策
政策22	平和行政の推進
施策42	非核・平和社会を実現するための対策
政策23	男女共同参画社会の推進
施策43	男女共同参画社会を推進するための対策
政策24	健全な行財政運営
施策44	行政運営の効率化を推進するための対策
施策45	財政を健全化するための対策
施策46	住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策



施策 38

《定住化を促進するための対策》

①施策の目的

- ▶ 定住・移住しやすいまちをつくりまします。

②現状と課題

- ▶ 少子高齢化の進展により大幅な人口の減少が見込まれている中、特に都市部から離れた地方ほど人口減少が顕著となっています。
- ▶ 人口の減少や少子高齢化は、地域活動の担い手の減少、社会保障費の増大等を招き、地域そのものの存在を脅かすものと危惧されます。
- ▶ 就学、就職及び婚姻などをきっかけとして転出する人が多く、特に若年者人口の減少が顕著となっています。
- ▶ 出生数の減少から自然減少が大きくなってきています。
- ▶ 一方で、個性ある地域づくりによって、都市部からの人材が流入している地域もあります。
- ▶ 人口減少に対する意識を新たにし、真摯に取り組む必要があります。
- ▶ 人口減少対策は住環境、雇用、子育て支援、教育環境、防犯等様々な取組の連携が必要です。

③施策の展開

- ▶ 定住するための大きな条件である「住まい」及び「働く場」の確保対策に、庁内で連携して取り組んでいきます。
- ▶ 若い世代の定住を進めるため、「子育て支援」の充実に努めていきます。
- ▶ 婚姻数の増加及び晩婚化の解消に向け、男女の出会いの場をつくっていきます。
- ▶ 定住支援策の一環として、空き家・空き地情報の提供を積極的に行います。
- ▶ 本町は豊かな自然環境の中にあり、また本町の特性である交通の利便性を生かし、住宅政策の充実、良好な住宅環境づくり及び子育て環境づくりを進めます。

- 本町に「住んでみたい」、「住んでよかった」と思われる住みよい環境を目指し、地域の個性をつくっていきます。

④関連事業

- 持家を取得し、定住する方への支援
- 空き家を活用する方への支援
- 若者向け賃貸住宅の整備
- 後継者対策事業
- 「空き家バンク」の運用

⑤施策の指標

- ✓ 指標の考え方

移住・定住しやすい町になることを目指し、あらゆる手法を展開する中で、その制度面における有効性を図るため、定住促進条例の適用件数を指標としました。

指標) 定住促進条例の適用件数 (単位: 件)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

移住・定住に向けた町の取組が、実際の効果に結びついたかを検証するため、定住促進条例の適用を受け、町外からの定住・移住につながった人数を指標としました。

指標) 町外からの定住・移住人口 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 39

《地域における住民活動を活性化させるための対策》

①施策の目的

- 住民が身近な問題を自ら解決できるまちをつくります。

②現状と課題

- すべての行政区で地域の特色を生かした地域づくり支援事業が行われています。
- 防災意識の高まりから、保存食の備蓄や防災訓練を実施する行政区が増え、訓練を通じたコミュニティ強化が図られています。
- 地域づくり支援事業を活用して、災害時には初期段階の避難所として使用される集会所等に防災備品の整備が図られています。
- 地域で管理運営している施設について、修繕の負担軽減に関する相談が多くあります。
- (財)自治総合センターの助成事業を活用したコミュニティ施設及び備品並びに防災備品の整備が図られています。
- 行政区によって活動内容に偏りが見られ、地域づくり支援事業に対する認識の差があります。
- 地域を担う人材を育成するために、各地域における活動内容の情報交換や研修等の支援が必要です。
- 地域の中で課題解決のための活動ができるように、「地域が自ら運営し、取り組み、地域の絆が一層深められる」体制作りを目指し、今後は、地域からの応募・提案型の事業への補助金支給も考える必要があります。
- 現在、全国的に地域の活動を支援するNPOやボランティア団体が活躍して、様々な試みによるまちづくりが行われています。
- NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづ

くり、環境、国際協力など)で、社会の多様化に対応できることが期待されています。

- 地域の活動を支援するNPOなどの団体等の中間支援組織が重要な存在になっていきます。
- 中間支援組織においても、公的な活動資金の補助に依存しない自立した、かつ、持続的な存在になる必要があります。

③施策の展開

- 多様な地域活動を支援します。
- 主体的に取り組む地域づくりを支援します。
- 各地域が取り組む活動について情報交換や地域間相互の研修等を支援します。
- 地域の集会所など欠かすことができない施設の整備・修繕を支援します。
- 人口減少社会を見据えて、行政区内の組織体制の見直しについて、地域の方々と協議・検討していきます。
- 法人化を目指すNPO等の相談窓口を開設します。
- NPO等に対し、活動に役立つ情報を提供します。

④関連事業

- 新たに取り組む自主的な地域活動の支援
- 行政区の活動支援
- 地域が必要とする施設整備への支援
- コミュニティ助成事業の継続（活動備品購入）
- 地域づくりの各種情報の提供
- NPO等への法人化への相談窓口
- NPO等への様々な情報提供による支援

⑤施策の指標

- ✓ 地域課題に住民自らが取り組み、地域それぞれが個性を活かし活性化していくことが重要であることから、地域づくり支援事業への参加者数を指標としました。

指標) 地域づくり支援事業への住民の参加者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 4 0

《国際交流を促進するための対策》

①施策の目的

- 国際社会に対応できる人材を育成します。

②現状と課題

- 米国ミネソタ州ウィノナ市と姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。
- 町内在住外国人と交流を行い、多文化共生社会の推進に努めています。
- 国際交流協会との協働による事業を実施しています。

③施策の展開

- 地域の国際化を推進するために、姉妹都市から訪問団を受入れ、各種交流を行います。
- 国際社会に目を向けた人材を育成するため、町民を積極的に姉妹都市へ派遣します。
- 在住外国人との交流を進めます。
- 国際交流関係団体を支援するとともに、協働して事業を実施していきます。

④関連事業

- 米国ミネソタ州ウィノナ市訪問団受入事業
- 中高生アメリカ派遣事業
- 国際交流フェスタ事業
- アメリカ語学留学支援事業
- 在住外国人のための日本語講座
- 日中友好協会との協働

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

これからのさらなる国際化社会に向けて、多文化へ興味関心を持つ人の増加は、国際化社会への進展につながることから、国際交流事業への参加者数を指標としました。

指標) 国際交流事業への参加者数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 4 1

《地域間交流を推進するための対策》

① 施策の目的

- 新たな交流を生み出します。

② 現状と課題

- 東京都足立区及び福島県会津美里町とイベント等を通じ交流を行っております。
- 東京都足立区、東松島市、福島県会津美里町、兵庫県豊岡市と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。
- 広域的な大規模災害等の発生に備え、県内外の市区町村との災害時の相互応援など、新たな地域間の協力が求められています。
- 交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産・観光などの分野における新たな交流の展開が求められています。

③ 施策の展開

- 福島県会津美里町との友好都市協定締結をはじめとして、自治体間の交流事業を実施します。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援などの地域間協力について検討します。
- 歴史、文化、物産・観光の分野における新たな交流を推進するとともに、現在、交流を実施している団体などを支援し、交流人口の増加を図ります。
- グリーン・ツーリズムの受入農家及び農家レストランを起業する方を支援するなど、都市農村交流を進めます。

④ 関連事業

- 災害時応援協定締結自治体との相互交流
- 農業体験型の滞在事業の実施
- 物産観光協会等関係団体との連携

⑤ 施策の指標

✓ 指標の考え方

災害時の単なる相互応援に終わらず、日ごろからのつながりも兼ね備えた結びつきになっているかを図るため、地域間交流人口及び受入協力世帯数を指標としました。

指標) 災害時相互応援協定等を締結している自治体等との地域間交流人口

(単位：人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
274	176	180	190	200	210	220	230

地域間交流への興味関心の状況を計ります。

指標) 滞在型交流の受入協力世帯数 (単位：世帯)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 4 2

《非核・平和社会を実現するための対策》

① 施策の目的

- 平和な社会を実現する人材を育てます。

② 現状と課題

- 本町では、核兵器廃絶と世界の恒久平和に向けて、平成 1 8 年 6 月に非核・平和都市であることを宣言しました。
- 中学生を対象とした平和学習事業をはじめ、原爆パネル展を開催するなど、平和行政を推進するための取組を行っています。
- 戦争から 7 0 年以上経過し、過去の戦争体験や被爆体験の風化、さらには平和の尊さに対する意識の希薄化が懸念されます。

③ 施策の展開

- 中学生を中心とした平和教育に努めます。
- 平和展を開催し、非核・平和について啓発します。
- 平和の尊さを学ぶ学習機会を提供します。

④ 関連事業

- 被爆地等への訪問団の派遣
- 平和展の開催
- 平和に関係する講演会等の実施

⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

平和に関して啓発を積極的に行うことは、施策の目的に直接、効果をもたらすことから、「平和」に関連するイベント・行事への参加者数を指

標としました。

指標)「平和」に関連するイベント・行事への参加者数(単位;人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

政策 23 男女共同参画社会の推進

施策 43

《男女共同参画社会を推進するための対策》

⑤ 施策の目的

- 町民一人ひとりが活躍できるまちをつくります。

⑥ 現状と課題

- 日本国憲法で、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められています。
- 性別による固定的な役割分担等を反映した諸問題は解決されたとは言えない状況です。
- 人口減少及び少子高齢化の進展に伴い、女性の労働力や社会進出が求められています。
- 社会参加を希望する女性を支援する制度等も不可欠となります。
- 町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
- 関係機関と連携を図りながら、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止活動や相談窓口の設置が求められています。

⑦ 施策の展開

- 男女共同参画社会への正しい理解を進めます。
- 「広報みさと」やホームページ等を活用した情報提供、男女共同参画週間のキャンペーン、講演会・研修会の開催等による啓発事業を行います。
- 町の政策形成の場に女性の意見を反映させるため、附属機関における女性の参画機会の拡大に努めます。
- 関係機関・団体との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に取り組み

ます。

- ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止のための相談窓口の設置及び相談活動を行い、警察など関係機関との連携を図ります。

⑧ 関連事業

- 男女共同参画に係る研修会の実施
- 男女共同参画社会に関する啓発活動
- 男女共同参画懇話会の開催
- 附属機関における女性の参画機会の拡大
- 被害者相談窓口の継続と関係機関との連携
- 男女共同参画推進計画の見直し

⑤ 施策の指標

- ✓ 指標の考え方

女性の社会進出が求められる時代において、町的意思決定に際し、男女それぞれの意見を聞くことが重要であると考え、附属機関への登用率及び登用が進む附属機関の割合を指標としました。

指標) 町の附属機関への女性委員の登用率 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
30.1	31.0	30%	30%	30%	30%	30%	30%

- ✓ 指標の考え方

町の附属機関それぞれでの女性委員の登用に対する意識を測るため、附属機関のうち、女性委員が30%以上である附属機関の割合を指標としました。

指標) 附属機関のうち女性委員が30%以上である附属機関の割合(単位:%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 4 4

《行政運営の効率化を推進するための対策》

①施策の目的

- 「最少の経費」で「最大の効果」をあげるため、限られた「ヒト、モノ、カネ」を意識しながら、住民ニーズに柔軟に対応できる組織運営を行います。

②現状と課題

- 総合計画の着実な推進を図るため、平成 2 5 年度から予算及び決算と連携した実施計画の作成を開始し、施策目標達成のための事務事業を明確にし、「政策・施策形成に係る管理調書」を作成し、毎年度、夏季に政策協議を実施しながら、目標達成に向けたブラッシュアップ(*●)を行ったが、課題解決に結びつく事務事業の見直しを進めるまでには至りませんでした。
- 政策評価委員会を開催し、テーマを絞って政策評価(*●)を行いましたが、評価委員会で指摘された改善点に対しての取組が不十分でした。
- 取組が進まない原因は、組織マネジメントや政策形成能力の不足だと考えています。
- 一方で、目標の達成を意識しすぎ、目標を達成することが業務の目的になる、「手段の目的化」(*●)に陥らないためには、業務の目的意識の共有が必要です。
- マネジメント・サイクル(*●)は、庁内において、検討が進み、行政評価システム(*●)の導入を進めることとし、平成 2 8 年度から本格的に稼働するとともに、透明性を高めていくこととしました。
- 平成 2 4 年 3 月に「第 2 次美里町定員適正化計画」を策定し、指定管理者制度の導入、退職不補充等により、財政の健全化に資するため、職員数の適正化に努めてきましたが、一方で、非正規職員といわれる臨時・非常勤職員の増加による労務管理の増大、責任の明確化等が、組織管理上の課題となっています。

- 個々の職員が持つ能力を最大限活用できるよう、職員のスキルアップを目指し、平成25年5月に「美里町職員人材育成基本方針」を策定し、職員研修を進めてきましたが、人を育てる職場環境（職場風土）の形成までには至っていません。
- 職員の勤務成績及び職務に関連した適性、能力等を的確に把握し、その結果を適正な処遇（昇給、勤勉手当の成績率等）に反映させるとともに、人材育成、人事配置等に生かすことにより、職員個々の資質及び能力の向上並びに勤務意欲の高揚を図り、行政組織全体の公務能率向上に寄与するため、人事評価制度の確立が求められています。
- 平成24年4月に「第2次美里町行政改革大綱」を策定し、開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立等の7つの柱を掲げ、取組項目に目標を設定し、スケジュールを可視化し、取組を進めてきましたが、実効性を十分に確保できませんでした。
- 組織全体の行政運営の効率化を図るために、内部統制の強化が必要ですが、業務管理（スケジュール管理、可視化・標準化）の仕組みが組織的に十分に確立されていないことから、説明責任を果たすことのできる組織運営を実践する必要があります。

③施策の展開

- 行政評価システムを活用した、公正で透明性の高いマネジメント・サイクルを確立します。
- 政策を実現するための、組織マネジメント及び政策形成能力を強化します。
- 専門性の高い政策を確実に実施するため、学術機関との連携を活かします。
- 施設の統廃合、委託化等を視野に入れた第3次美里町定員適正化計画を策定し、職員数の適正な管理を行います。
- 美里町人材育成基本方針に基づき、職員の階層や職種ごとの中期研修計画を制定し、目指す職員像を実現するため、自ら学ぶ職場の学習風土づくりを進めます。
- 5S活動のような身近な取組を推奨しながら、職場内研修（OJT）の実践を柱とした職場づくりに努めます。
- 平成28年4月に制定した美里町職員の人事評価実施規程に基づき、人

事評価を導入し、能力評価（能力・態度）と業績評価の2つの側面から評価を実施します。

- 職員の定員適正化計画、公共施設等総合管理計画、財政健全化計画を踏まえた第3次美里町行政改革大綱を策定し、内部統制の強化、仕組みの確立等組織の運営基盤の強化を図ります。

④関連事業

- 総合計画の進捗管理
- 政策評価の実施
- 公立大学法人宮城大学との地域連携協定の活用
- 行政評価の実施
- 行政改革の推進
- 財政健全化計画の策定
- 公共施設等総合管理計画
- 委託化基本方針に基づいた事務事業の推進
- 第3次定員適正化計画の策定

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

美里町の政策の基本となる着実な進捗を客観的に判断し、その進捗を測りながらマネジメントを行うため、主要施策の目標達成状況を指標としました。

指標) 主要施策の目標達成状況の割合 (%)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
45.2							

✓ 指標の考え方

職員人件費の抑制に努め、財政の健全化を維持するために、経常収支比率のうちの人件費の割合を指標としました。

指標) 経常収支比率のうち人件費 (単位: %)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
〇〇	〇〇						

- ✓ 職員の資質向上につながる職員研修を開催し、その参加職員数を指標としました。

✓

指標) 派遣研修、庁内研修の参加実績数 (単位: 人)

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
582	564						

施策 4 5

《財政を健全化する行財政運営》

①施策の目的

- 安定した行財政運営を維持します。

②現状と課題

- 実質公債費比率や地方債残高の減少については、目標どおり達成し、公債費が減少していることは、今後の財政運営にプラスになります。
- 総合計画と財政計画との連動に常に意識をして行ってきたものの、結果的に、町の自主財源が少ないために、各年度に確保された歳入の範囲内で事業を進めていくことになり、町の財政運営が、国の経済対策による一括交付金や国庫支出金等の財源に頼らざるをえない状況となっています。
- 国庫支出金等の財源を有効に活用しながら、自らの財政計画を堅持しながら、総合計画と連動した施策の実施が必要です。
- 徴収対策課を設置以降、着実に徴収率は向上し、平成26年度には国保税

を除く町税は目標値の徴収率98%を達成しました。

- 美里町納付推進センター(コールセンター)を設置し、成果がありました。
- 滞納繰越額も減少し、国保税は目標徴収率には達成していないものの徴収率・滞納繰越額ともに改善されています。
- 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納を導入した結果、その利用件数は口座振替を上回り、収納対策に大きな効果を果たしています。
- 口座振替については残高不足による引き落とし不納件数が多い状態となっています。
- 宮城県徴収対策機構は、平成29年度をもって解散が予定されていることから、機構に代わる広域連携体制の構築や徴税吏員の徴収スキルの継承や向上が課題です。
- 各課の連携について、美里町債権管理条例に盛り込み、また、“徴収対策課長が所掌する事務の指定等に関する要綱”により徴収対策課と所管課の役割分担を明確にしました。
- 人口減少社会が到来するなか公共施設の最適配置、最適規模、更新時期及び財政支出の平準化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定する必要があります。

③施策の展開

- 地方交付税の減少に対応した財政計画の策定が必要であり、財政規模に見合った事業の見直しを行っていきます。
- 徴収率向上及び滞納額減少の傾向を持続するため、収納対策を継続していきます。
- 納税意識を向上させる施策として、租税教育の取り組みを積極的に進めます。
- 法令を遵守した債権の管理と徴収を強化し、これまで以上に徴収の実績を拡大していきます。
- 施設の老朽化が進んでいるなか、適正な施設管理を確立していきます。
- 施設の統廃合を含めた施設の適正な配置を検討し、実施していきます。

④関連事業

- 財政健全化計画の策定
- 住民への町の財政状況の周知
- 公共施設の適正な配置の検討
- 遊休財産の利活用

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

町の収入に対する借入金返済の割合（実質公債費比率）の割合を低下させることで、町の財源の確保につなげるため、実質公債費比率の割合を目標としました。

指標）実質公債費比率の割合（単位：％）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

町の重要な自主財源である町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率を高め、維持することは安定的な財政につながることから、町税の収納率を目標としました。

指標）町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税）の収納率（現年度分）

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

施策 4 6

《住民の立場に立った行政サービスを 提供するための対策》

①施策の目的

住民の立場に立った質の高い行政サービスを提供し、住民満足の上昇に資することを目的とする。

②現状と課題

- 急速な高度情報化がもたらす社会構造の変化により住民ニーズの多様化が進み、行政サービスに求められる質の向上や範囲の拡大が求められている状況にあります。
- 住民と行政の信頼関係を構築するために欠かせないコミュニケーション手段となるのが「広報広聴」であり、迅速で正確な情報の提供を行うとともに、町政への住民参画の機会を拡充し、住民ニーズを的確に把握することが、今後、ますます必要となります。
- これまで、スマートフォンやタブレット等の普及拡大に適用するため「広報みさと」の電子書籍化、町の事業に係るフェイスブックページの運用にも取り組んできました。
- 日々進歩するICTを活用した利便性の向上を検討しながら、情報の発信手段である広報紙やホームページ等の特性を生かした発信情報の整理が重要となります。
- 情報公開条例を制定し、積極的な情報の公開に取り組んでいます。
- 町政相談員の設置、コンプライアンスのガイドライン、苦情申出に関する規程を整備し、住民の意見及び要望が町政に反映し易い環境整備に取り組んできました。
- 住民から寄せられた情報を組織内で共有し、迅速かつ適切に対応するために、同様なケースで異なった対応とならないように「町民の声対応マニュアル」を策定するとともに、来庁者が円滑に用件を済ませることができるよう、横断的な相談窓口機能を持った「総合案内相談窓口」を開設し、

仕組みづくりに努めました。今後は、改善を加えながら機能性を高めていく必要があります。

- 平成26年4月にパブリックコメント条例を定め、政策等を決定する過程において住民の意見を広く取り入れ、手続の透明性を確保しましたが、職員への運用の徹底が必要です。
- 附属機関等の委員選任については、公募による委員の選任に努めます。
- 地域担当制の導入等、地域の課題把握等に努めてきましたが、住民の声を行政運営に反映させる仕組みが十分ではなく、幅広い住民の声が集まらない状況にあります。
- 組織全体として広聴機能の必要性を再認識するとともに、地域住民のまちづくり活動を通じて、町政に対する住民の参画意識の向上を図ります。
- 住民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアによる町税等の納付推進に努めてきました。今後は、個人番号カードの有効活用を検討し、住民サービスの向上に努める必要があります。

③施策の展開

- 行政情報や住民の生活に関する情報を正確かつ迅速に公開・提供し、住民との情報の共有化及び、住民参画の促進を図り、住民満足の上を目指します。
- 多様な電子媒体での情報発信を検討し、広報広聴アンケート調査を行い、積極的な情報提供と住民意向の把握等に努めます。
- 平成27年4月から、新たな取組として実施した「町民の声対応マニュアル」、「総合案内相談窓口」について、必要な改善の取組を進めます。
- 住民の意見、要望を聴く機会を充実するため、住民懇談会の開催に努めます。
- 窓口サービスの在り方については、個人番号カードの交付状況を見極めながら、諸証明のコンビニエンスストアでの交付をはじめ、手続の電子申請の検討を進めます。

④関連事業

- 積極的な情報の公開

- 「広報みさと」及びホームページの充実
- 多様な媒体・方法による広報活動の推進
- 住民の意見、要望が町政に反映しやすい環境の整備
- 住民の意見、要望を聴く機会の充実
- 窓口サービスの充実

⑤施策の指標

✓ 指標の考え方

広報広聴アンケート調査による満足度及び外部評価による職員の接遇対応評価の向上を測ることによって、行政サービスの向上につなげることから、満足度の割合及び接遇評価を指標としました。

指標) 満足度の割合

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32

※ 平成28年度からの新たな取組みとして、隔年調査を実施します。

指標) 外部評価による職員の接遇対応評価の評価基準に基づく評価点

H25 (実績)	H26 (実績)	H27	H28	H29	H30	H31	H32
3.2	3.4						

※ 外部評価の採点は、職員の来客対応や電話対応だけでなく、職場の清潔感、整理整頓などの施設環境を含めたものを5点満点で評価した結果の平均点となります。

住民意向調査結果

平成27年7月に実施した「住民意向調査」の調査結果概要については、下記のとおりです。

1 調査内容

この「住民意向調査」は、平成18年7月、平成23年7月の町の総合計画の策定及び見直しにあわせてそれぞれ実施し、今回の調査で3回目となりました。過去の結果と比較し、住民意識の変化を測りながら政策の実施がどう評価されているかを把握するため、過去の設問と原則変更しないものです。

2 調査期間は、平成27年7月15日から同年7月31日までとしました。

3 調査内容は、「属性調査」、「個別の政策に係る満足度及び重要度の調査」及び「政策内における優先施策調査」としました。

調査対象者	1,199	平成27年6月1日時点で、満19歳以上の町民1,199人に調査協力いただきました。アンケートの対象は、満19歳以上の全住民から、年齢階層別（5歳階級）、性別、地区別に応じた割合を乗じ、調査対象者を無作為に抽出しました。			
回収数	1,156				
回収率	96.4%				
性別	人数	構成比	職業	人数	構成比
男性	507	43.9%	会社員・公務員・団体職員	363	31.4%
女性	606	52.4%	パート・アルバイト	137	11.9%
記載なし	43	3.7%	農業・林業・漁業	76	6.6%
合計	1,156	100.0%	会社・団体職員	29	2.5%
			自営業者	49	4.2%
年齢別	人数	構成比	家事手伝い	5	0.4%
20歳代	110	9.5%	学生	25	2.2%
30歳代	158	13.7%	主婦	155	13.4%
40歳代	152	13.1%	無職	252	21.8%
50歳代	193	16.7%	その他	29	2.5%
60歳代	228	19.7%	記載なし	36	3.1%
70歳代	151	13.1%		1,156	100.0%
80歳以上	135	11.7%			
記載なし	29	2.5%			
合計	1,156	100.0%			

政策別の満足度	回答数	未回答数	今回 (H27)	前回 (H23)	比較
第1 社会教育の充実	1084	72	56.7	56	0.7
第2 学校教育の充実	1054	102	57.1	57.1	0.0
第3 青少年の健全育成	1062	94	55.4	55.6	△ 0.2
第4 文化・芸術の振興	1058	98	56.1	56.2	△ 0.1
第5 社会体育の振興	1056	100	55.9	55.7	0.2
第6 保健の充実	1079	77	59.3	59.4	△ 0.1
第7 医療の充実	1063	93	50.5	51.2	△ 0.7
第8 高齢者福祉の充実	1052	104	54.4	55.7	△ 1.3
第9 障害者福祉の充実	1009	147	54.7	54.6	0.1
第10 子育て支援の充実	1013	143	55.6	56.6	△ 1.0
第11 農林業の振興	1014	142	53.6	53.9	△ 0.3
第12 商工・サービス業の振興	1002	154	49.6	48.9	0.7
第13 観光・物産の振興	1028	128	51.1	51.1	0.0
第14 雇用の創造	1027	129	47.4	45.3	2.1
第15 地域基盤の確立	1062	94	52.0	50.9	1.1
第16 生活安全の確保	1059	97	55.7	52	3.7
第17 環境・景観の保全・創造	1055	101	58.9	58.6	0.3
第18 居住環境の質の向上	1034	122	57.3	56.1	1.2
第19 定住化の促進	1034	122	54.0	53.6	0.4
第20 住民活動の促進	1020	136	56.6	56.8	△ 0.2
第21 交流の促進	1009	147	55.7	57	△ 1.3
第22 平和行政の推進	1016	140	56.6	57.3	△ 0.7
第23 男女共同参画社会の推進	1009	147	55.3	56.4	△ 1.1
第24 行財政運営の健全化	983	173	53.1	52.2	0.9
意向調査全体			54.7	54.5	0.2

政策別の満足度及び重要度の偏差値(*4)	重要度 偏差値	満足度 偏差値
第1 社会教育の充実	47.3	50.3
第2 学校教育の充実	56.1	50.4
第3 青少年の健全育成	48.4	50.1
第4 文化・芸術の振興	45.1	50.2
第5 社会体育の振興	45.8	50.2
第6 保健の充実	50.5	50.8
第7 医療の充実	68.8	49.3
第8 高齢者福祉の充実	62.9	49.9
第9 障害者福祉の充実	47.2	50.0
第10 子育て支援の充実	57.7	50.2
第11 農林業の振興	49.9	49.8
第12 商工・サービス業の振興	46.0	49.1
第13 観光・物産の振興	46.6	49.4
第14 雇用の創造	55.0	48.8
第15 地域基盤の確立	47.7	49.5
第16 生活安全の確保	53.6	50.2
第17 環境・景観の保全・創造	45.7	50.7
第18 居住環境の質の向上	46.9	50.5
第19 定住化の促進	48.9	49.9
第20 住民活動の促進	45.6	50.3
第21 交流の促進	44.9	50.2
第22 平和行政の推進	45.5	50.3
第23 男女共同参画社会の推進	44.9	50.1
第24 行財政運営の健全化	48.7	49.7

(*4)説明：住民意向調査による政策別の満足度の平均点数及び重要度の得票の偏りを示すため、偏差値として数値化しました。

